

琉球大学学術リポジトリ

講義ノート：台湾（一）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38497

S T A R T

REEL No. B-017

琉球大学

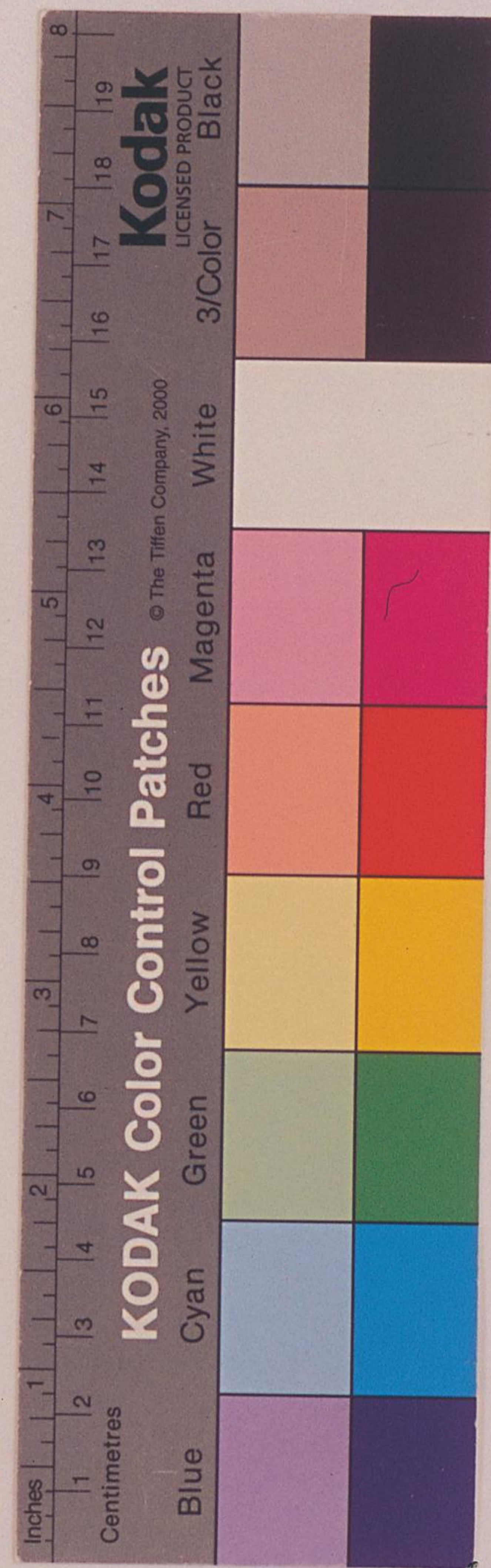
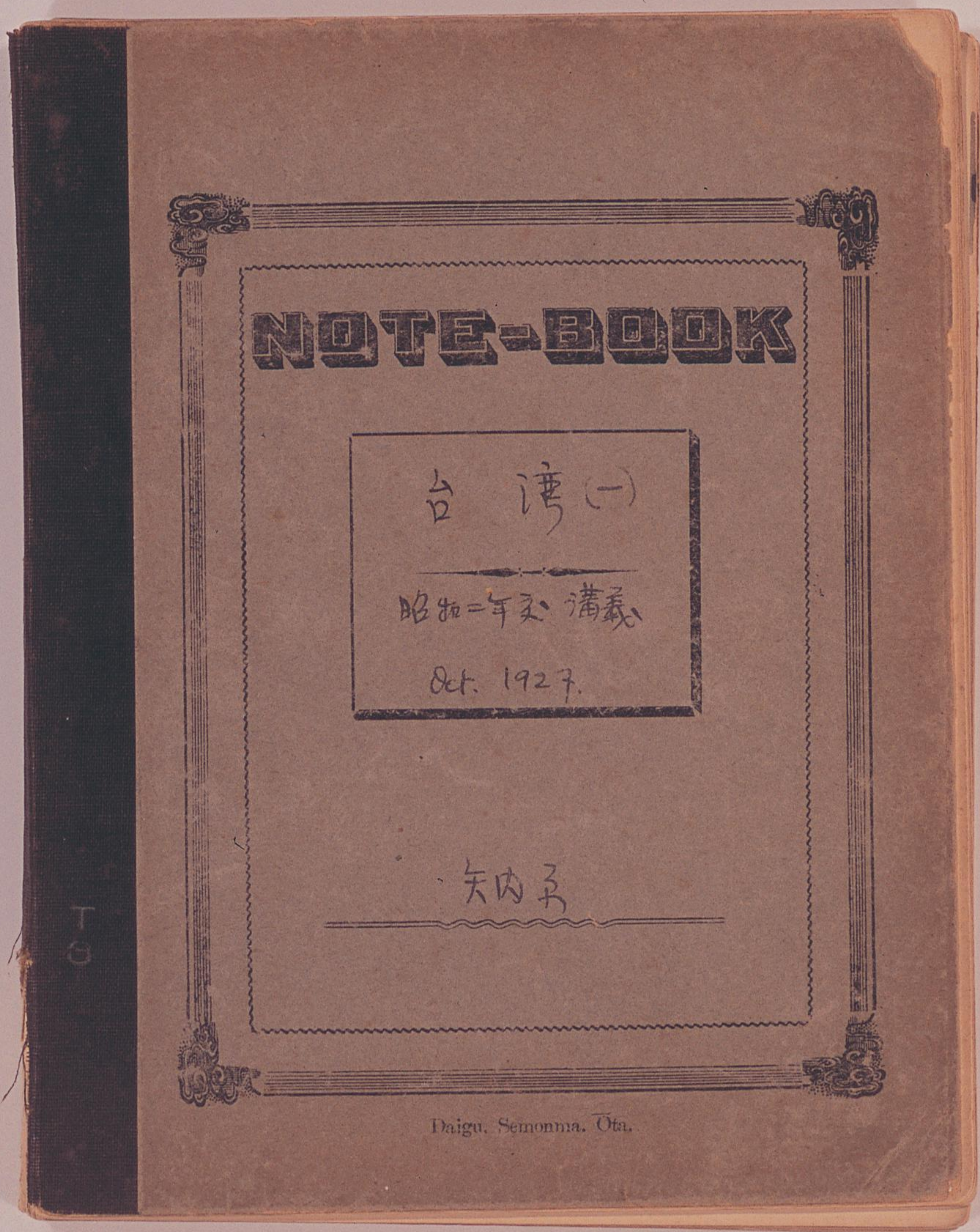
矢内原忠雄文庫

史料名	台湾(一)昭和二年度講義 Oct.1927 [不平等条約改正顛末]
封筒番号	532
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 24 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

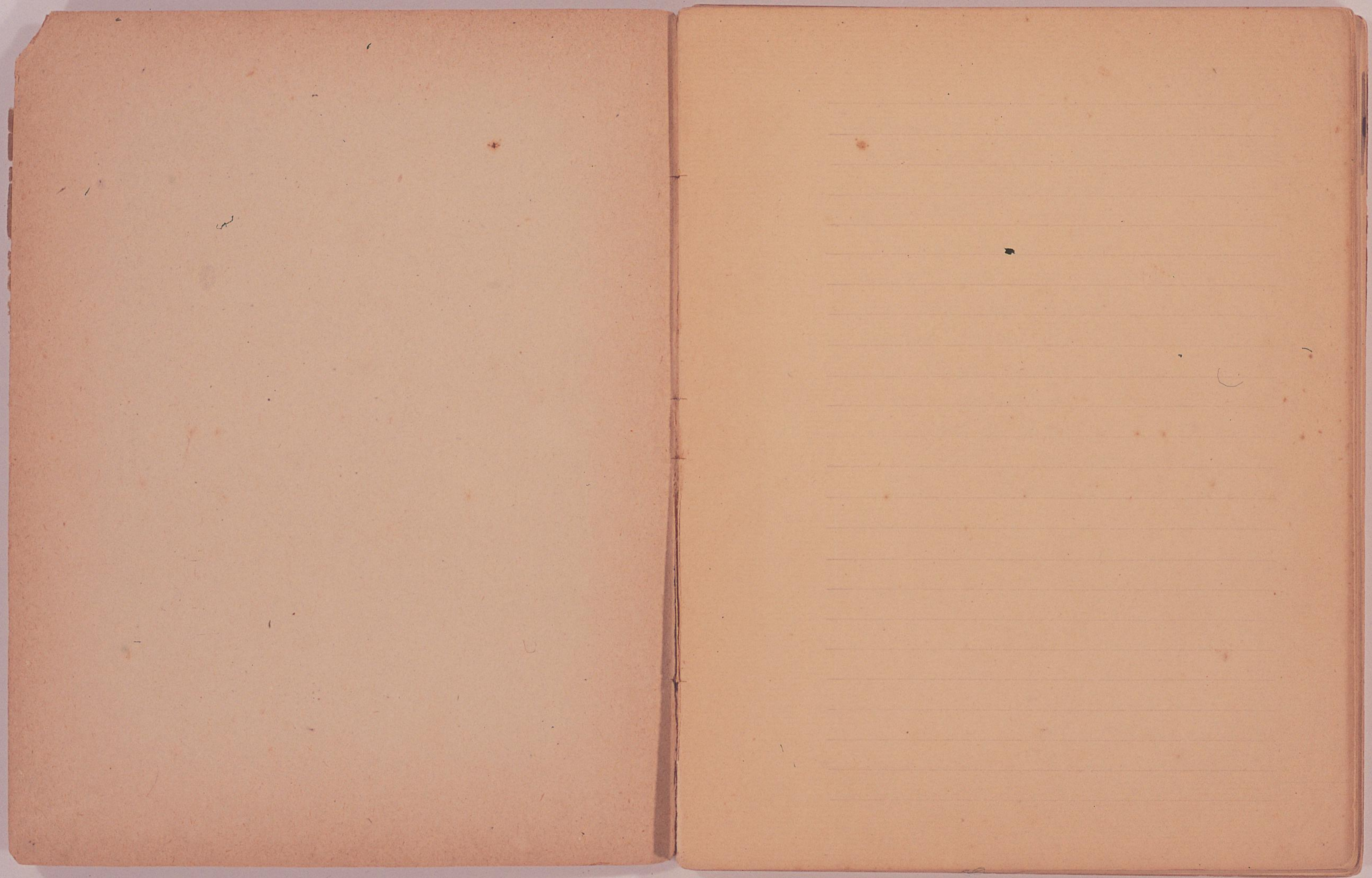
矢内原忠雄文庫

封筒番号： 532

史料名	台湾(一)昭和二年度講義 Oct.1927 [不平等条約改正類末]
資料形態	ノート
枚数	76
页数	152
縦 (cm)	21
横 (cm)	16.5
厚さ (cm)	
書誌的事項	講義ノート／台湾 記述は全頁。33-34枚目の間に2枚の挟み込みメモあり 今泉分類記号： Y



1/10



ok.

不平等条约的总结

咸丰五年(1855) 莫里什商德与「阿政五」国特商
以上领事裁判权在通商

咸丰六年(1861) 「改税约章」 输出输入税 = 统一
五分, 规定税率, 统一

同治四年, 阿政五, 国特商改订期限(十四年) (统一)
莫里什一行 阿政五的草案, 统一

光绪二十五年 (1894) 陆奥字走(外相) 相互平等, 阿政五的
统一, 规定, 阿政五的期限, (统一)

光绪三十二年 阿政五的完成, 治外法权, 统一
阿政五, 不完全统一 (片断的, 重要, 大部分, 统一)

1911年 阿政五, 完全统一, 统一, 统一

法籍, 測限及適用. (台灣航法 第一卷上, P.42 以下)
◎ 內台航務, P.51

生島
} 亞島
} 化島, 白島. (混血, 假公(自)化)
} 房山島
} 牙喃島

地籍
訂定^{訂定}地籍^{地籍}法(甲)
訂定^{訂定}地籍^{地籍}法(乙) 25年^{25年}方^方一甲. 以下^{以下}係^係原^原定^定條^條(^十九^五)

35年^{35年}土^土區^區基^基定^定

37年^{37年}部^部制^制改^改革^革

38年^{38年}土^土地^地測^測量^量法^法, 全^全國^國十^十月^月第^第一^一回^回戶^戶口^口測^測量^量

41年^{41年}縱^縱費^費飲^飲區^區區^區通^通

自然... 距離 面積 地形 気候

住民... 人種、人口、

歴史... 日本領有、日本の領有、日本の政治概観

生産力

自然... 地形 気候

人口... 数、質

技術 生産力

臺灣

第一章 概説 (I) 土地及人口

台湾の基隆へは門司より739海里、航海^{航路}は~~約~~ (毎週四回定期)に達す。その面積は2332万平方里に九分の一に補た小なり。東西40里、南北100里、北回帰線の臺灣海峡南方3里と直交す。^{35°N} 緯度は温帯、^{23°N} 緯度は熱帯に属す。気候は平均すれば内地より高し、居住に適せしにあり。

気候比較

	平均 (概算)	最高	最低
台北	21.7	37.5	-0.2
台中	23.0	36.9	2.4
台南	15.0	37.6	-5.8
屏東	13.8	36.6	-8.2

山岳 臺灣は七千尺以上の高山 115 座を数へ、総面積の $\frac{2}{3}$ は山嶽なり。河川は北流急にして、下流は河幅徒に大となり、夏は豪雨に遭へば洪水に溢す。海岸地方は沃野にして農作に適す。東部は中央山脈と海岸山脈中に谷野あり。総面積中耕地割合は約四分の一に過ぎず。

耕作面積 (千ヘクタール)

土地の種類	面積 (千ヘクタール)	割合 (%)
耕地	370,800	10.0
内耕地	295,000	21.5
林野	2,630,000	71.5
其他	279,000	7.5

耕地の内訳: 田 385,000 (48%), 畑 414,000 (53%)

昭和38年人口調査
 本島人 2,973,280人

琉球人	2,492,784
広軍人	397,195
其他	506

資料:
 昭31-35 台湾人口自然増加の小さなこと P.331
 (昭31-35年平均1.9)
 他諸島地は同じく小なり P.332
 台湾開發... 努力、輸入を必要とし P.334以下
 政府の努力、輸入 P.335-6
 台湾の移民 P.337-347
 (但本島、政府、農林省官定屯墾)
 [持地 P.412-3
 清國領土の回復規則]

住民は内地人、本島人、外国人の三股に分れる。本島人は漢人種と蕃族に分つ。
 漢人種は更に種族により二つに分つ。
 漢人種 { 閩族 (福建省漳州泉州) 孫老ホロウ
 粵族 (広東 潮州 惠州) 漢人ケーフア又... 客家ハワカ
 粵人の支は 新竹、桃園、苗栗、苗栗(今、屏東) 華山地、
 刻、粵人は内埔人正の八割三分、粵人は一割七分の割合なり。粵人は後期日本の移住者也。
 蕃族 { 生蕃
 熟蕃
 混血、紅毛族、白蕃、又ハ化蕃トナリ
 の 高山蕃
 平地蕃

外国人は主に支那人なり。
 人口の種族別構成、
 Percentage
 内地人及外国人は増、
 本島人及生蕃は減、
 内地人が九割二分

内地人 増大
 人口の増加 (昭和元年を100とせし指数)
 台湾 (昭和14年) 118, 朝鮮 122, 樺太 362, 内地平均 174
 北海道 163, 内地市街 111, 内地 116
 自然増加... 多産多死、自然増加率高し
 昭和14年、台湾の移出... 移出率高し、(但し外人、移入大なり)
 人口密度 (一平方キロメートル)
 台湾 1,742 朝鮮 1,364 内地市街 3,012
 北海道 407 樺太 87 内地 2,408
 台湾(蕃地を除く) 3,314人/平方キロメートル

本品一般居民戶口調査——昭和36年戶口調査規定に制定し、
 後之々基礎として、昭和38年六月戶口調査規則に依り、同年十月一日
 午前零時に、現況の戸口を臨時戶口調査を行へり。之を本國領土
 内人口調査部が、同部調査の。

台湾(如数調査)
 人口41-付

	出生	死亡	移入	移出
39	39.70	34.00	19.94	14.39
40	39.92	33.09	22.32	20.09
41	39.05	32.64	23.51	22.39
42	41.06	31.76	20.15	18.13
43	42.03	27.96	20.60	18.95
44	42.41	26.61	21.75	18.24
45	41.89	25.33	21.89	19.05
46	41.36	25.34	22.97	20.63
47	42.13	28.11	20.29	19.31
48	40.91	32.19	26.64	27.26
49	38.09	29.21	20.97	20.62
50	41.63	27.51	21.61	21.70
51	40.51	34.79	22.56	21.76
52	39.20	27.27	22.82	21.31
53	40.10	32.53	22.81	21.32
54	43.18	24.40	18.61	16.77
55	42.35	24.96	16.52	16.83
56	39.59	21.61	16.38	16.48
57	42.00	24.87	16.01	17.00
58	41.09	24.14	19.93	19.85

定数

現行人口百=付

(年齢末)	内地人	非島人	生基	移入	合計	内訳	移入	移出	
38	59,618	2,979,018	76,443	8,223	3,123,302	191	25.30	2.45	0.26
39	71,040					2.26	95.00	2.41	0.33
40	77,925					2.45	94.77	2.44	0.36
41	83,329					2.59	94.49	2.54	3.08
42	89,696					2.76	94.31	2.51	0.82
43	98,088					2.97	94.14	2.44	0.45
44	109,786					3.26	93.87	2.39	0.47
45	122,793					3.57	93.57	2.36	0.52
46	132,937					3.82	93.23	2.40	0.57
47	141,835					3.99	92.05	2.41	0.57
48	137,229					3.84	92.22	2.42	0.57
49	142,422					3.96	93.13	2.39	0.57
50	145,232					3.98	93.12	2.37	0.53
51	148,831					4.06	93.01	2.37	0.53
52	153,330					4.13	92.97	2.28	0.52
53	166,621					4.43	92.66	2.24	0.66
54	174,682					4.55	92.50	2.21	0.66
55	177,953					4.56	92.56	2.13	0.77
56	181,847					4.57	92.54	2.12	0.77
57	183,317					4.54	92.59	2.10	0.77
58	189,630	3,838,636	85,938	33,258	4,147,462	4.52	92.56	2.07	0.80

行政区域内居住者人の非島人中= 20.7
 生基中 基地居住者 13
 非島人の大半は 雇用人なり。

昭和10年以後
 Constantly
 漸次
 増大

葛社人口 (昭和14年)

	世帯	戸数	人口	世帯
男性	280	6,786	32,528	7,828
女性	11	223	1,226	293
少年	128	1,881	17,844	4,356
少女	23	249	2,030	555
少年	182	8,465	41,941	10,117
少年	85	5,005	39,543	6,854
少年	7	330	1,594	365
計	716	22,939	136,706	30,368
昭和九年	697	22,418	130,310	30,442

平地(併せて城内)葛社7合
世帯の男子人口中、再掲

41.5
14.4
17.1

人口動態 昭和14年概況 P.10.
現勢要覧 P.94以下 (2世帯世帯内人口比較)

	自然増加			時位			合計
	出生数	死亡数	差	移入	移出	差	
内地人	1,922	1,432	490	23,629	12,768	10,861	11,351
外国人	119,107	103,190	15,917	33,859	29,769	4,090	20,007
外国人	38	127	-89	3,940	1,783	2,157	2,068
計	121,067	104,749	16,318	61,428	44,320	17,108	33,426

内地人	6,560	2,149	4,411	30,504	30,894	-390	4021
外国人	159,423	91,367	64,056	42,369	43,700	-1,331	62,725
外国人	918	527	391	8,081	6,016	2,065	2,456
計	166,901	98,043	68,858	80,954	80,610	344	69,202

転入転出 (内地人、外国人、外国人)
(昭和14年 P.10-6)

昭和14年より昭和10年迄、11年より移出超過、
昭和12年12月、移出の方少く超過、
昭和13年、加入人口の増加に比べて移出の減少、
昭和14年、加入人口の増加に比べて移出の減少。

内地人の出生率、死亡率、自然増加率 (統計摘要)

	出生率	死亡率	自然増加率
内地人	35.0	11.5	23.5
外国人	41.9	25.1	16.8
外国人	27.2	15.6	11.6
計	41.5	24.4	17.1
内地 (昭和14年)	34.9	20.3	14.7
外国人 (昭和13年)	33.70	20.90	2.80
外国人	38.64	21.50	17.14
計	38.30	21.48	16.82

213
职业别人口 (大正12年未既在)

	公務員及 自由業者	農、牧、林、 水産業者	工、銀業、 運輸業	高等及 交通業	其他 有業者	世襲業及 世中者	合計
内地人	57,677	10,091	44,823	47,864	672	3,159	164,266
土著人	64,114	2,458,717	299,042	366,769	204,293	73,572	3,466,507

主要都市人口表 (大正14年子母調査)

	内地人	外国人	女子人	計	全住中 内地人 Percentage
台北市	53,392	128,802	13,006	195,200	27.2
基隆市	14,380	44,478	3,142	62,000	23.2
台中市	10,425	29,740	877	41,042	25.4
台南市	13,120	68,724	2,949	84,793	15.5
高雄市	10,297	32,541	926	43,764	23.5
人口2万以上の都市 及在連陸地合計	82,777	129,324		92,795	21.7
台湾全体	189,630	3,838,636	33,258	4,147,462	4.57

人口 4,000,000

大正13年末

	世帯数 100-14 農業戸数	1戸以上の耕地
台湾	52.3	2.0
内地	78.8	1.6
台北市	37.3	4.7
内地都市	50.9	1.0

(大正13年人口調査)

以上を要するに
台湾の人口は大部分土著人にて、その大部分は
農業に在りて、
内地人は割合に増加して、自然増加に比
増加の方向あり。その大部分は公務員、自由業者、
商業、交通業に在りて、
外国人(支那人)、其地位は漸増す。(自由労働者)

行政官 1603年澎湖に上陸す。有力な勢力は既に明政府に折衝して
退去す。1622年再び来航し、明軍と交戦、八月、遂に和議に就
澎湖島に放棄す。これに明政府は、和議、台湾島と七股間の
裏海を結ぶこと、条件の下に、明軍、婿和、荷人は澎湖を
撤退し、台湾の西部の鹿耳門に台江に入りぬ。(1624 A.D.)

支那の地理的状況は
明の書籍に於て
記述あり

伊能嘉矩著
台湾志

IV 歴史 日本領有まで

台湾の先住民は生蕃なり。馬來人種のもの如し。
支那との関係は隋開皇の大業三年(外推古15年) 607 A.D.
台湾を探検せしめたることあり。又、海外蛮夷を
以て目せり。日本及支那の海峡の根拠地たるに過せ
り。即ち、幕府時代、未嘗て未、倭寇は基隆
淡水、台江(今台南)附近の地方及び澎湖島等、
力的に侵入し、明朝は出兵して之に備へたることあり。其後
文祿二年(1593 A.D.) 朱吉は原田孫七郎を以て
呂宋に至りて、遂に書状を台湾に寄せ、其の入貢を勧めし
り。徳川氏に於ては長崎の村山善安の
高杉渡航の朱印状を受けしことあり。(元和元年 1615 A.D.)
支那の海寇と無干とす。又、浜田弥兵衛の討ち
領可、提督要債談判(寛永五年、1628 A.D.)
の交渉に於てありし。寛永十六年(1639 A.D.) 徳川幕府の
鎖国令と共に台湾の公の交通を絶つ。

たゞ、1597年スペインの独立に於て、新興自由
の意を以て、^{高杉渡航の朱印状}スペインに於て、敵愾の爲め、住民地理略に於て
スペイン領呂宋、葡萄牙領澳門を攻撃せりし。1602年には
1602年には、東印度会社を設立し、1624年台江に入りて
台湾を領有す。安平に Zeelandia 城を、台江に
Providentia 城(赤崁樓)を築き、Batavia 駐在の
東印度会社に於て之を統治す。台湾には、^{Comprador} 販賣市を設けりし。

台灣知照卷上

諸人の開墾地位 — 乾隆十二年 宜蘭、^の埔里社、台東卑南、
台東、^の埔里社、台東卑南、
台東、^の埔里社、台東卑南、

清政府の通令 乾隆五十二年 葛地入禁を解除、^の埔里社、台東卑南、
乾隆五十二年 葛地入禁を解除、^の埔里社、台東卑南、

- 清政府の通令 乾隆五十二年 葛地入禁を解除、^の埔里社、台東卑南、
- (1) 割界 (1874)
- (2) 蕃地 侵佔 — 土牛紅線、土牛溝、^の埔里社、台東卑南、
- (3) 熟蕃 侵佔 — 一定地域の蕃地を認め、^の埔里社、台東卑南、
- (4) 何人の占有に属する地は官地とし、^の埔里社、台東卑南、
- (5) 自首 經 (squatter)

知照の通令の開墾地位 — 乾隆五十二年 葛地入禁を解除、^の埔里社、台東卑南、
知照の通令の開墾地位 — 乾隆五十二年 葛地入禁を解除、^の埔里社、台東卑南、

土提吐牛、^の埔里社、台東卑南、
土提吐牛、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

(林義順 — 林義順は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、)

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

1874年(明治7年) 鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、
1874年(明治7年) 鄭成功の統治 38年 鄭成功は鄭成功の統治、^の埔里社、台東卑南、

を攻撃し、^{1857年}病兵多かりしを以て之を撤出せしめ、^{1858年}澎湖島
を占領せしむ。平和を期すに當り、^{1859年}打殺せしむ。

次に外患に對しては、清國は辺境防備の
必要を感ぜし。清神宗年^{1857年}台湾を統一す。劉銘傳^{1875年}
劉銘傳を以て^{1875年}台湾巡撫に任じたり。劉は行政機構
を整へ、土地調査、租税増徴を計り、^{1875年}領土を計り
たり。清國の版圖台湾及澎湖島は物
銀土のなり。之を1895年(明治28年)迄に
清國の領有 212年なり。

日清役給了二近一此久 窮瘡地ヲ要スルニ對テ陸軍・
海軍、海軍、名所(圖南、碇石)ヲ主陸軍的。

ソレニ大體は 澎湖島の中之處を以て重要建設禁止を定むるが
又は日本の澎湖島を以て對付代償を極むるが所也
(註士 154-56)

(四) 日本の台湾領有

（註士）
二の初稿は

明治維新は封建用事の近代用事への転入である。之は
英佛露米等改め其の新列強の我の四辺に通りま
くる事情に於て爲し、従つて我國近代史の中心は
一いつ、也直に之等改定諸國體的、不平等なべ
く要求せし。中に民権説の外に征韓征台の
論議を行つた。立憲政治、資本主義政治、及び對外政治的
發展を一番に以て當るの状況である。先づ経済
を整へ、次に議會を用ひ、即ち對外に對する發
展は日清戦争を以てなり。日清戦争は韓
國の獨立保全を名目に行はれり。而、この戦争の
結果は太に韓國に對する清國主權の排斥に對するに
遼東半島及台湾澎湖島の割讓を要する。露西軍不
支助者及び日本の大陸進出を妨げるため三国干渉を
爲し、之を排拒して改訂列強による支那分割の端を用
かたりになり。Russiaと滿洲に無路あり有し如
は勿論、ドイツは東洋に於て根據地を得ん欲し、
舟山島、膠州灣及澎湖島を以て補地とし、独帝は
台湾を以て其の南洋の獨政府は英清露約を以て
舟山島を要するに於て、即ち佛は清佛戦争以上
台湾を以て其の南洋の獨政府は英清露約を以て
三国干渉の一項目、澎湖島を以て其の南洋の獨政府は
これに於て其の南洋の獨政府は英清露約を以て

註士
158-9
62-72

註士
明治二十年
10-12-10 陸軍
外三

台湾と外來勢力

(I) 臺灣統治時代

件密、支那海寇、朱吉、明朝

○ 1624-1662. オランダ
(1626-41 2x17)

鄭成功、
清朝

(II) 帝國主義時代

1858 英... 天津条約にF1 条... 淡水、打狗、安平、台南

1869 英艦 安平砲台砲奪 (安平砲台砲台) 安平砲台砲台砲奪

1867 米ローバー号事件

1884 佛 7-ルビーの基隆及淡水攻撃

1874 (明治七年) 仙居の役

◎ 1895 日清戦争の戦果割譲

併置 澎湖訪問

独断の台湾占領宣言

1898 米 Philippine を得

1899 独 カロリニ諸島奪得

海峡の中央を境界とし、スペインは其北、北東の島嶼の主権を要求

せし、日本は之より南及び東の島嶼の主権を要求せしむ

1898 (明治三十一年) 又米西戦争時に Spain が Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

つた。1899年 之を対峙し、Spain は Philippine 群島を失

(III) 日本の台湾統治

- (1) Conquest
- (2) 工業時代
- (3) 政治的発展の発展
- (4) 帝國主義の発展

竹村三郎の著台湾統治史(明治38年刊)の序文に曰く

「未開の国土を拓けし文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

文の徳沢を及ぼすは白人の徳

野共知政府の中心人物 陳季同、元巴里の支那公使陳明武及
佛國の持権を指す (47頁 P.141-2)

④「台湾民主國」、年号、永清元年、1902

これ清國の要求と相対地の侵蝕地中、我々は既に台湾
を主張したるに相対地の政府を之を認めし、清國の事
物に措置せり、トホーフェン教授が其獲得に整然せり、若
し之の理由とせば、台湾の巨船を容るべき巨港に在り、比
較的に人口密に在り、且つ農民の征伐用能にして地(土)通
也。其面積大にして、乃ちの如く之に在りて外に所
往島を停泊せしむるに便也。 (佐村士 P.59. 71)。

台湾の歴史
時、年号、
至徳、元化、
7月11日(1902)

馬関条約に於て日本は台湾の割譲を要求せり、李鴻章は
厄介物拂ひの如く、この島の割譲の思込を理由として (1) 匪
亂の根絶し難きこと (2) 阿片吸飲の習慣深く由り除き難
きこと (3) 氣候不健康なること (4) 生蕃の出草不降降の
同先を常に脅威たるを挙げたり。 (Nitobe, The Japanese
Nation. P.236)。

而して實際台湾に於ては、清國の諸匪を掃蕩す、我々の
割譲に先づきは特に佛蘭西の巡撫 唐景崧は夫を率
て台北に共和政府を建て、清國の軍を拒絶せしむるを以て
日本の獲得に拮据し、樺山資平は清國全権の台湾有
財産の引渡を陸上に於て受ける事は、基隆港外横濱丸
の船上に於て行ふなり。 ~~我々の~~ 我々の陸に於ては、
秩序を恢復す。 (共和政府は五月十三日の六月十一日(1902)
我軍十月二十一日を以て台湾に入る。十一月十八日台湾平定を
大皇帝に奏す。何れはかの人々、勅令の墨痕未だ乾かぬに
東方東港附近一帯、客家族の叛乱あり、且ち数年に亘り

後年の生物学的科学的調査(旧撰. 地. 土地調査)

其の基礎として適業者生存的政策

これ「生物学的」には another meaning あり

附 社会成長の支助之方

社会成長
社会政策
適業者の生存

後 (明治43年 1910年) 10日... (後撰. 日本書目録第一編 P.167)

後任の責任を時賢と論ずるに言ひ曰く「政府の方針を生物学的基礎の上に置くべき計画を立ねばならぬ」行政も生物学的基礎の上に立つべきものは一面に土俗の習俗を重んじ、他の一面に之に曰はば、因循姑息に流す、改善の持論を失はぬようにして、進化的な改革を為さねばならぬ

(同上 附録 1-2). 生物学的基礎とは思工に固有の生命の進化的発展の過程に於て指導する意味がある。早に之は一括して其の発展は亦予後社会の生物学的発展なり。

予後者の向上月覚の必然の結果に於て持地女、所謂土人政策の中心の向成大に在る。この向成を正しく解決すべしに於ては、其の政策の成否も亦也。其の政策の能力の言下を判断せしむべき也。

思工政策の責任 (明治37年 4月) 思工政策の事蹟及び施政方針。

依久子孫 (明治39年 - 昭和4年) ... 生業計化
施政方針 - 「此の政策更迭の爲め地方人民中には徳の論議を立し命事の政務上の第一要務を其に在りては、急務の事を知りて其の法に在りては也」

安東政策 (昭和4 - 7) ... 「甘夫小島民は言談風俗と殊に打て以て動かしぬ

輒々意思の軒轅をせんとせしむる... 内地の行政の
既成態勢 (大正7-8)

「元来領土に在る権限は其の地に在る内地と異なり在りて
上りの目的は外に在る... 同化政策の目的は此

田邊督 (大正8-12)

「予は文官として初めて責任に當りし責任の重大を感ず... 文官
の職務は帝國を構成する領土の一部に在る帝國憲法の

統制に依るべき故なり... 是れ其の後の方針は此の
大體に依りて出されし福政の施設政策を以て本島民衆に
他處の帝國臣民に比し殊に進んで進歩せしめ、國策に對し
義務觀念を注意すべし教化指導せしめんとす」... 同化派

「是れは教育の普及を指し... 之を同化政策に内地
人と社会的接觸上行政の運進を以て地帯に達せしめ、政府
行政の均等領域に達せしめ、教化指導せしめんとす」... 教育
行政上
の行政
地帯行政
大正開設

○ 経済的開発。南支南洋... 経済的開發

○ 恩恵の節操。大體の普及と改革の刷新を

免せしめし... 民族主義の養成

内田督 (大正12-13)

○ 文化的施設。前代を継承し... 文化

○ 政治。南支南洋... Econ. Imperialism

伊藤督 (大正13-15)

○ 本島の福利は國策全般の福利と共に進歩し本島
の民心は又常に國策全般の民心と一致せるに俾ふ

領土長へは共有共榮の程度、字先にて示すべし... 共有共榮
(共榮の先)
○ 本島は國の西陲に在りて其れもその位置を以て

要衝に在りて其の天変亦堪へず... Econ. Imperialism

行政の不振
行政の不振
行政の不振

上田督 (大正15年8月)

「予は人の能くしる... 能くしる

○ 内地と台湾の経済的連絡... 経済的連絡

○ 經濟的開發... Economic Imperialism

「社会界に... 経済的開發。内地との経済的連絡。及び南支
南洋への開發は台湾の経済的利用に基き進めんとす」

(1) 田邊督の教育施設行政の
改革は... 新時期に劃す。 (2) 行政の
根本方針は同化政策に在りて其の根本は
教育に在り。

台湾拒民政策の三期

(1) 明治35年迄... 治安設定
経済的開發の準備

(2) 明治35-39... 旧慣調査
経済的開發の基礎

(3) 明治39年以後... 経済的開發 (経済的開發の準備)
文化的 (教育) 内地人の融和... 成功

す時始めに拒民政策、成功し、
生物学的基礎

台湾の拒民政策、地帯 79-82

第二章 土地問題

(一) 領土前の沿革

大東印支会社

以牛皮假地……^{二流計はあり} 蕃人、日人、支那人の土地を借用す。
前途…… 墾拓権、家畜輸入、津浦線。
土地は王田（会社所有）とし、租税は個人に付。

萬成印

官田…… 領土人の「王田」と改称す。耕作者は官の小作人也。
私田…… 領土の官吏及文武官が有力な人民と協同して佃
人等を招き以て墾殖せしむ。業主権は官吏、文官、
又は有力者にあり。大抵小租関係あり。
官盤田…… 屯田兵制に依りて。業主権は法律的には官盤
にあり。

清朝

官田私田の区別を廢して凡そ私業とせり。

霸耕侵佔…… 清朝政府は蕃民保護のため、又一つには
明朝殊境の大陸より深入して比隣諸國を妨ぐるを
防止すべしと移住の禁止を禁じたり。その結果
は未住者多きより、劇界遷民して土牛紅線
（或は土牛溝）を設け蕃民互に越入を禁じたり。

熟蕃保護…… 一定地域の管業権を認め、漢人は之を
侵佔し又は買得たを禁ず。

何人の所有に非ざる地は官地とし許可を至て民衆に
耕下す。但し自前墾（squatters）*は之を認許す。

* 地民及地民日誌 P.465, 466.

霸耕侵佔は其の 政府と共に自衛全キの命を以て決し。

明治13年 葛地入禁を解く。

土地の種類

官地 民地
荒地 非荒地

土地に關する所有關係

業主権…… 土地はすべて「王土」なる支那の親交により
所有權とは異なる業主権なる權利を生ずる。實に
土地に關する最高の權利なり。

大租、小租、葛租、水租。

有力者(豪族)が角望の權利を政府より受け、

……は大租なり。 { 地租を政府に納め、
大租と小租の收納。

大租戸一〇 墾戸、墾首、墾業主

小租戸一〇 佃戸、田主 (地主の部) 墾戸

之を實際の角望經營者に課す

……は小租なり。 { 大租と大租戸に納め、
小租を現耕個人に收納す。
土地小租の処分権を有す。

小租戸は更にその土地を小作人に貸す。

……は小作人と現耕個人といふ…… 小租納入

葛人の土地を租したる場合は葛租(葛大租)

を大租戸より納入す。

埤圳^{水田}には水租を納入す。

大租権小租権は別々に讓渡轉讓せられたるに

より大租権は土地と直接の關係なく、單に
大租收納の權利となり、徭役義務も負擔せら
るべきに及ばず。その權利の回復は物權にも
債權にもあつた一持主の對策権なり。

小租権は土地と共に移轉し、復つて物權なれば

土地、中世、新世、
土地、新世、
土地、新世、

一面臨時戸口調査を行ひ、而して土地調査については町役
31年調査の跳梁未だ跡を遺さずの間に於て、既に臨時戸口
地調査局(白鳥中村等)と併し、地籍調査(土地の境界、地
目、甲数、業主、典主、並にその負担の地租、大租、及水租、^{水租})
三角測量及地形測量の三種の事業を施行せり。

而して大租権調査の整理も亦確定すと共に、昭和36年十月五
日限り、この新規定を奉じ、昭和37年大租権者は補償
金を交付しての権利を消滅せしめたり。〔補償金は大租
責貸債権、大租用の租の負担者による。大租は土地
全收獲の¹/₁₀に於て、土地の等級により一甲に付4石乃至8石
の租額を以て、補償金は自應する公債債権に依り交付す
る公債証券を以て交付す。この総計、証券総額4080,485円
に債務3672,436^円50(額面100円に90円にス)。諸般の現金
交付107,042^円66 合計3779,479^円16也。此等銀
行を以て左を債権を以て賣却又は担保の希電に任せしむ。]

即ち町役所、併に北村の秩禄公債のめまものに
以て、之に於て封建の遺制たる大租権を漸次整理せしむ。
而して土地権利の移轉に關しては、昭和38年土地登記規
則を制定し、登記を以て權利移轉の効力発生要件(單に
対抗要件に於て)とせり。〔大正12年1月10日より民法及不動産
登記法を以て施行す。]

土地調査の結果は、況しては、^{土地}甲数、増加^{あり}。又
大租権消滅、土地收買増加の結果、昭和37年地租を改正し

一、大租的。

不要有電井跡は九段に復元するに付

1. 台原管有農林子跡除の売込規則に依り 跡跡表復又は 跡定有電を許可し可也
2. 台原管有農林管理規則に依り 跡跡表排を許可し可也
3. " 寸草林造林獎勵規則に依り 許可し可也
4. " 柳葉菜林規則に依り 許可し可也
5. " 埴田規則に依り 許可し可也
6. 伴養林に依り 許可し可也 及 台原管有農林子跡 及 是物對峙處台原一帯分11号、二上之大小の田
7. 地元人民の共同放牧又は 燃料牧草肥料採取に必要 あり
8. 前者号の外 有電の 要あり (報告書 P.69)

台原 (I) 不要有電井跡
 伴養林 134,526^甲 5718
 伴養林外縁地 (農林管理規則に依り 許可し可也) 58,385 1339
 (II) 世襲的埋地 12,001^甲 0921
 埋地調査時の埋地 303,4311
 以上合計 205,216^甲 2259
 許可面積 17,523^甲 6884
 差引 187,692^甲 5475
 (III) 農林子跡埋地 (49虎尻) = 29 遺棄地分一埋地 397^甲 9730
 (IV) 跡跡的埋地 79,135^甲 7879 (短期除の埋地) 826^甲 6918
 以上合計 地方面積 (伴養林、世襲埋地、埋地、跡跡埋地) 266,389^甲 6366

台原管有農林子跡 P.167

台原

不要有電井跡は九段に復元するに付
 不要有電井跡 = 寸草林、柳葉菜、伴養林、世襲埋地、埋地、跡跡埋地、農林子跡埋地
 (I) 台原管有農林管理規則に依り 跡跡表復又は 跡定有電を許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(II) 寸草林造林獎勵規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(III) 柳葉菜林規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(IV) 伴養林規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(V) 埴田規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(VI) 世襲埋地規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(VII) 跡跡埋地規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(VIII) 農林子跡埋地規則に依り 許可し可也
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(IX) 燃料牧草肥料採取に必要あり
 埋地調査時の埋地は土地調査を施行し可也、(X) 前者号の外 有電の 要あり (報告書 P.69)

台原調査の結果 (報告書 P.277)

総面積 717,835^甲 1684
 内 不要有電井跡 319,294^甲 3729
 不要有電井跡 393,540 7955

埋地 (除却) 及 遺棄地 (跡跡的埋地、農林子跡埋地、埋地、世襲埋地、埋地、跡跡埋地、農林子跡埋地)
 面積 266,389^甲 6366
 代償 578,238^甲 23
 (即ち埋地調査の結果 埋地 大部分は官有であり、埋地積
 現の結果官有埋地は 二十六万七千四百七十四^甲 七段、
 民間、世襲埋地 十八万七千四百七十四^甲 七段)

内地耕地所有状況 (戸数 百分比)

1910年	73.57	0.09
19年	73.98	0.10
(19年 戸数 10)	64.08	0.14

内地耕地経営状況 (戸数 百分比)

1910年	68.53	1.63
19年	68.93	1.38
(19年 戸数 10)	33.10	4.58

農家一戸当り耕地面積 (白米の産率)

出所	田	畑	計	各地比較
1910年	0.74	0.58	1.32	台湾 2.07
40	0.90	0.95	1.84	内地 0.98
1911年	0.87	0.91	1.78	北海道 4.59
5	0.86	0.91	1.77	樺太 6.81
11	0.97	1.03	2.00	朝鮮 1.60
14	0.99	1.05	2.04	露邦 3.43

土地所有の内訳
 台湾委託
 地主
 竹林
 区味林

1甲 = 927.24 歩

(四) 土地の分配

(I) 耕地所有の状況 (台湾農業年報 大正14年 頁15-16)

総計	721,252 甲	405,181 甲
一甲未満	203,640 甲 (28.2%)	330,381 甲 (81.5%)
一甲以上	398,043 甲 (55.2%)	74,228 甲 (18.3%)
50甲以上	119,569 甲 (16.6%)	572 甲 (0.14%)

(II) 耕地経営の状況 (同上 頁17-18)

一甲未満	面積 14.96%	戸数 33.10%
一甲以上	15.47%	0.91%

*土地所有は所有、
 身賃耕作、
 共同耕作、
 共有耕作

土地所有及経営の集中は内地に於けるよりも程度は低く、
 何れも(新聞統計年鑑 P.78-79)、台湾に於ては土地の
 分配格差が在る程度に於て内地人に及ぶところも亦重要な
 向題なり。而してその統計を得る能はりしも、大衆
 の本邦の土地所有の状況を簡易的に示して見ても内地
 資本家の土地所有の進出がわかる。

台湾委託
 地主
 三井物産
 三菱物産
 横濱正金

台度	耕地所有(大地主)所在	百甲以上 户数 (%)	同 路面积 (%)
台北	53,406 ^P 91,785 ^P	27 (0.04)	11,319 ^P 12.35
新竹	54,140 116,739	36 0.02	8,604 7.37
台中	74,930 129,257	50 0.07	18,044 13.96
台南	138,161 259,130	58 0.04	28,319 11.86
高雄	73,360 121,389	23 0.03	25,787 21.24
台东	4,494 11,202	1 0.02	1,853 16.54
花蓮	6,688 11,750	1 0.02	136 1.16
計	405,181 721,252	196 (0.05)	94,072 (12.06)

花蓮港底下耕地面積 19,622^甲 33
 由 墾水港 所有地(田畑) 5,001.00
 墾水港所有地全件 9,428.00 (土地耕地, 外: 牧場, 森林地 及平野 7,000)

(A) 新式製糖会社の土地支配 (1914年6月末)

所有地	耕作地	計
6,832 ^甲	2,690	
3,932 ^甲		
10,344	3,770	
4,411	2,356	
35,701	1,932	
14,217	23,248	
10,364	25,277	86,994
6,275		
63,246		
計		
(以面積 78,601)	(耕作地 25,237)	102,838
(東部製糖 1544)	(耕作地 338)	

耕地改良
 大正13年 785,426.01^甲
 14年 798,517.20^甲
 甘蔗作付面積
 大正13年 130,372^甲
 (13-14年)

(B) 西部製糖場 (1912年)

(1) 潭底製糖場
 面積 35,206^甲 (耕作地 15,581^甲 田 559^甲)
 此外一期已域外、面積合計 5,000^甲, 散在地内。
 所有合計 30,000^甲

(2) 南庄製糖場
 面積 2,360^甲 (耕作地 1,500^甲 田 860^甲)
 此外一期已域外、面積合計 1,600^甲, 耕作地 1,500^甲 田 100^甲 散在地 1,500^甲
 所有合計 4,020^甲

大租, 地租

望戶 佃戶, 向仔 293

大租稅, 地租

(土地) 分租 } 303-4
收租, 稅租
{ 佃租, 為第 2+1+1 }
(佃戶 2)

大租稅, 稅租 305
稅法 364 + 12月止的限, 禁止 2306

大租稅, 地租 311
租稅 = 佃稅 = 2222

大租, 稅 (在租, 乃一租) 317

十租戶 329-

望戶 佃戶 佃人
(大租) (十租) (租租佃人)

十租稅, 地租 334-5
為稅 + 1, 一稅, 2稅付所有稅

[地租, 稅 = 2222]

葛地, 佃戶 (清時代) 342, 345, 349
351.

葛地, 稅租, 353, 354-5
清時代, 葛人停租 358- 葛地, 租租 360

望戶 佃戶
出賃地
+ 100000 所有地
甲 2 租戶

望戶 佃戶
出賃地
甲 2 租戶
葛地 所有地
包含, 1

1498.7889

1.7229

14年7月14日

5/3

甲 佃戶

甲 稅

(1) 牛埔農場 官地 43年 車路村 官地 43年 出資 200
 面積 1649 甲 (台灣省地稅 1000 甲) 1000 甲
 加 307 甲 (此外 官地 35 甲 100 甲)
 共 1241 甲

(二) 萬隆農場 官地 潮州 官地 43年 出資 200
 面積 2930 甲 (台灣省地稅 1000 甲) 1000 甲
 加 100 甲 (此外 官地 35 甲 100 甲)
 共 2630 甲

(C) 台東南招標式會社 (合社) 官地 43年 出資 200
 面積 4392.78 甲 (台灣省地稅 1000 甲) 1000 甲
 加 1000 甲 (此外 官地 35 甲 100 甲)
 共 12891.78 甲

(D) 宜管移民 官地 43年 出資 200
 面積 1270 甲
 加 707.5146 甲
 共 2723 甲

(E) 三井茶園 (三井會社) 官地 43年 出資 200
 面積 2434 甲
 加 1242 甲

(F) 三菱 官地 43年 出資 200
 面積 6839 甲 7208 甲 (大正 14 年 7 月 14 日)
 三菱 官地 (490 甲 3 部) 合計 15000 甲 15000 甲
 鳳梨園 (460 甲 4 部) 35 300 甲 300 甲

台平工廠
 (2512 年 11 月)
 官地 4409 甲
 加 1000 甲
 共 19508 甲

插入文書

土地の支配 88-
 大物戸小物戸 大物戸小物戸 ... 156-7
 1) 封建的世帯 158
 幕府世帯 160
 不承知の世帯
 先住 (squatters) 162-3
 土地/公田徴収 173
 (清時代の世帯)
 不承知世帯/物持 (換字) 177-8
 親子, 知力 (1544年の世帯, 1817-1822)
 208-9
 町奉行土地登記規則 211
 幕府世帯 (封建的世帯) 234-5, 243
 大物+物 247, 270-1
 大物戸+物戸 現新他人 272
 知行渡付, 清賦手帳 275, 286
 江戸 大物, 陣屋 幕府 ... 中物戸世帯
 幕府 ... 幕府 ... 幕府 ...
 幕府 ... 幕府 ... (江戸世帯 ...)
 幕府 ... 幕府 ... 288
 外土地調査 288-9

大物, 世帯
 江戸 江戸, 向付 293
 大物世帯, 世帯
 (土地 ... 分世) } 303-4
 世帯, 世帯
 (江戸 ... 幕府 ...)
 大物世帯/世帯 305
 元法 364 + 12月止の限り 禁止 2306
 大物世帯, 世帯 311
 幕府 ... 幕府 ...
 大物/家 (知力, 幕府) 317
 小物戸 329-
 江戸 ... 江戸 ... 江戸 ...
 (大物) (小物) (現新他人)
 小物世帯/世帯 334-5
 幕府 ... 幕府 ...
 [幕府 ... 幕府 ...]
 幕府/世帯 (清時代) 342, 345, 349
 351.
 幕府/世帯, 353, 354-5
 清時代, 幕府/世帯 358- 幕府/世帯, 幕府 360

拜啓時下天高く氣清く讀書散策兩つながら好適の時季と相成申候處彌々御清適の段奉大賀候陳者弊社從來獨本國にて永々御眷顧御引立を蒙り居候處以御蔭日々取引の激増に伴ひ何分遠隔地の事にも有之多大の御不便を相掛け申居候折柄今般貴國に出張員オット、シユエーファーを派し左記出張所を開設御便宜相斗り可申候間何卒御用命の節は同出張所を御利用被下度伏而奉懇願候
先は右御案内旁得貴意申候

敬 具

出張所々在地 大阪市北區堂島上二丁目三十六番地
大阪毎日ビルディング第五十二號B

オスカー、ロータツケル日本出張所

振替口座大阪八二〇三一番

御取扱書

獨逸書籍、雜誌、雜誌「バックナンバ」
弊社は如何なる出版所及書籍商とも連絡を有し居候間新古に不拘又雜誌缺本其他稀觀書と雖も御用命に應じ可申又雜誌バックナンバ等は多數在庫仕居候

御取寄期間

五―六週間（獨本國より御手許へ直送）

御取寄期間の迅速は弊社の誇とする所に有之候

價 格

本國出版所價時價爲替にて換算（御送本中同封勘定書に四價と馬克價附記致居候）

御支拂法

御注文書到着と同時に振替貯金郵便爲替等により右出張所に御拂込被成下度候

型 録

書籍及雜誌型録「プロスペクト」等御入用の節は右出張所に御申付被成下候はば無代御送付可申上候

獨逸伯林フリードリツヒ街

獨逸書肆 オスカー、ロータツケル

營 業 概 梗

挿入文書

台湾私法第一卷下

海埔塗埔 埔-丰里地

灌溉面积. 6.

明治32年(改组后, 许可变更) 9. 27-8

田地区内作新田行. 13-4 (山林法)

以开发 26-7

山林

开发 65

山林开发面积 66-

山林整备存在? 75-77

统制学物

在何人

公地 第 39-
新 砂 40

註

經
濟

插入文書

Handwritten notes on a piece of aged, yellowed paper with a faint grid pattern. The text is written in Japanese and includes:

1
17950
467.6
8274

Handwritten notes and a diagram of a structure, possibly a roof or a bridge, with various lines and points marked. The diagram shows a curved line with several points and a vertical line extending downwards from one of the points.

挿入文書

官業 新休予業 丸太及製品 販売券			
大正12年	島内賣	167,076	1,921,391 ¹⁹
	島外賣	137,914	1,638,574
13	島内賣	188,638	2,041,058
	島外賣	33,418	821,286
14	島内賣	233,484	2,602,276
	島外賣	58,172	793,556

由地人=土地, 支配
 所有
 小作権獲得 (経営権) 獲得
 抵当権 (銀行) 公債銀行

(G) 區域官吏林下 (大正14年) 33 年 4,000 甲

(H) 新竹州 山地地方
 大湖即 面積 45 里 地主 5 人 (地主每人以一人)
 面積 40 畝 北埔 子林 林下
 南庄地方 背後 手賣局 樟樹 造林用地 一萬五 畝
 設置 地元民 止 0.7 畝 官有地 一萬七 畝
 面積 2

新竹州 山地 一 帶 = 專賣局 造林用地 (單位 一 畝 份) 及
 三 井 土地 一 井 地元民 止 畝 份 畝 份 或 市 部 區 部
 份 份 2

(I) 專賣局 (國家資本) 樟樹造林地

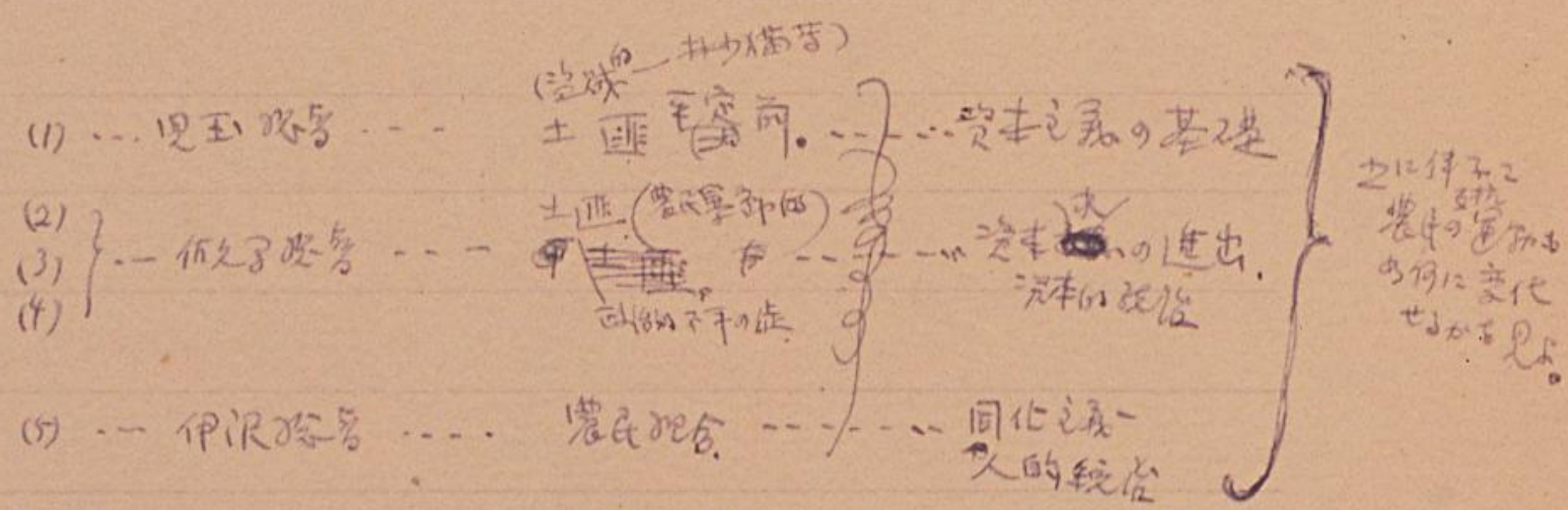
① 官年 34,481,606 (大正15年3月)

(J) 山林專賣局 (國家資本) 阿里山
 造林予業 新休予業 官庫年令 P.30(1-4)

阿里山 2 次 面積 大正 11,000 甲
 八仙山 大正 4 年 1 月 面積 11,000 甲
 宜蘭 官庫 大正 4 年 面積 5,597 甲

上述合計 (內地人)
 耕地 93,382 甲 官有地 11.8%
 山林 (官有) 197,992
 官有 165,181
 子林 293,692 (42.9%)
 官有 659,992 (?)
 行政區域內山林

即 耕地 一 畝 一 分 八 厘 是 內地人 資本 所 所有
 山林 一 畝 一 分 九 厘 是 資本 所 所有 (主 內地 止 20 年 份) 所有
 (very rough!)



(五) 土地政策の概観

土地及林野調査の調査結果の確定を以て予備者の土地は合法的に平獲に内地人の手にこの権利を移すことになりつた。その一である。併し、同時にこれに對する予備者及び政府の援助の下に土地所有権を移すことを得た。これに對しては、自らの土地の権利は、既に大なる困難を感じた。政府の援助は

- (1) 官有林野の調査と、その移下。
- (2) 耕地所有権の私法的移転に對する官憲(警察官)の援助。

これに對しては、予備者の受ける影響は重大なものである。尤も土地の移転は、恒久的に發生せしむるに計畫的の土地没収と見做された。

これに對しては、他の三つの条件を述べん。

- (1) 台湾製糖の土地没収。
 - 明治33年12月制定。34年、糖仔段に於て4500甲の土地を没収、糖工の移住を促す。
- (2) 林業の土地没収。
 - 明治42年。大島林政官の建議(及借次)。
- (3) 南陸港の土地没収。
 - 明治42年。
- (4) 竹林の移転。
 - 明治41年 林業法制定。
 - 明治42年 模範竹林、経営の三要素(林、地、資)の調査。
 - 明治44年 産物表没収可。別産(及林野)。
 - 明治45年 林業法制定。別産(及林野)。
 - 明治46年 皇太子行啓。林内取直の件。

*明治44年 皇太子行啓の案、林内取直(台内)。

北原市、喜田名橋

(5) 色石名土一北下、

大正14年伊波渡島
岡山、大正、定章

「色石名」日行方!!

110

時代

二十七

73.

[I] Vorbemerkung. 世界糖業の歴史

世界糖業の歴史は即ち植民の歴史なり。甘蔗の原産地はガングス流域の所に在り。東進に Java, Philippin, 支那。日本に普及。西進に地中海諸島に栽植せられたるは十五世紀 Portugal 人の Madeira, Azores 等の諸島に植民し Spain 人の Canary 諸島等に植民せられたるは甘蔗を栽培し糖を製造し Cyprus, Sicily 等の糖業は盛んなり。更に Columbus の 7 月 11 日発見と共に甘蔗は西印度 (St. Thomas) に移され、1550 年の頃には既に盛況を呈し、次に Brazil へと移され、十六世紀末には既に糖業は盛んなり。Sicily, Cyprus 等地中海の糖業は 1570 年の頃には衰微しつゝあり。西印度諸島は糖業の植民地となり、Plantation を起し黒奴労働者を利用して其産額増大し、略して対する砂糖の主要供給地となり、且つ投資家々商人の致富の源泉となつた。其 Jamaica, Barbados, St. Martinique, Guadeloupe, St. Domingo, 南 Surinam, 西 Cuba.

東印度に於ては Java, 南洋の諸島地となり、大抵之等諸島の主要輸出品は砂糖なり。甘蔗は十六世紀の植民地の競争は金銀の外には食料の甘蔗のみを以て目あてに進行したものである。1612 年西葡の砂糖の専賣権は主として英領に優勝となつた。然るに十八世紀末の頃の化学者等が甘蔗糖の製造に成功し、時值 Napoleon 戦争に際し大陸封鎖の結果 Napoleon は甘蔗糖の輸入を許さず砂糖に勝つてしるに依り、佛に於て甘蔗糖業奨励せられたるに Napoleon は強制的に之を禁じし。1814 年佛の没落と共に大陸封鎖解除せられたるに甘蔗糖の輸入の利益は漸次増大し、遂に 1836 年頃より甘蔗糖等も技術の進歩の結果盛んとなり、

第三章 糖業

[I] Vorbemerkung: Zucker und Kolonial- und Weltwirtschaft

- 植民地諸島の三時期
- (I) Zuckerperiode (金銀) ... スペイン, ポルトガル, フランス時代
 - (II) Baumwollperiode (金) ... 独逸時代 (十九世紀)
 - (III) Erdölperiode ... 英米独逸の競争 (二十世紀, 世界大戦の前後)

糖業の歴史

- 甘蔗の原産地。ガングス河流域。或曰く交趾支那。東に支那、南洋に付し。西に Spain には付し。
- 7 月 11 日発見と共に西印度 Brazil, 北米の甘蔗糖業興る。
 - 1492 年 (Columbus の 7 月 11 日発見の日) 既に Portugal の Jews が St. Thomas 島に移住し甘蔗糖業を起す。
 - 1550 年の頃には既に盛況を呈し 60 Plantagen を数え、次に Brazil に入す。
 - Barbados は 1627 年英領に占領され、1641 年に甘蔗輸入され 1648 年に Zuckerexport 中絶する。
 - 次に Jamaica に入す (1664 年)。
 - 南領 Surinam, 併領 Martinique, Guadeloupe, St. Domingo (1687 年)。
 - „Zuckerinseln.“ Sklaven. (Sombart. Die Juden und das Wirtschaftsleben. S. 34-38)
- 砂糖の日常の食用に供せられたるは十七世紀より。 (2213)

(1771)
1612 年 30 年の特許
Aldrich 砂糖の専賣権
大抵之等諸島の主要輸出品は砂糖なり

○ 日本製砂糖生産高

	昭和38-39.	昭和9-10	昭和12-13
内地	84,987,491 ^斤		161,726,537 ^斤
(中 北地)	-		21,632,935
沖泥	41,277,259		101,732,268
朝鮮		1,563,000 ^斤	630,100 ^T
(甜菜糖)			
(甘蔗糖)		200	40,230,050
南洋底 (二級)		1,956,003	14,895,400
			5,837,800

(昭和13年 4242 213570 砂糖
輸入 1,725,906 斤)

(再製糖用)

	昭和42-43.	昭和12-13
台湾	3,404,019 ^{斤 (=100斤)}	7,536,829
内地	1,093,122	1,400,936
南洋	-	58,378
北地	-	216,329
朝鮮	-	6,053
合計	4,497,141	9,218,525

○ 内地製糖使用高及砂糖製成高

	昭和1.	昭和13.
台湾産原料糖	80,233,535 ^斤	298,448,000
(在製成糖)	(73,762,161)	-
外國産原料糖	217,977,586	463,656,000
(在製成糖)	(201,025,243)	-
合計原料糖	298,231,121	762,104,000
(在製成糖)	(274,787,857)	(716,882,000)

台湾産糖 (台湾銀行二十年迄)

年次	元記幣	円記幣
28	72,089,140 ^円	70,737,800 ^円
29	82,894,766	74,013,184
30	77,994,230	70,329,061
31	84,812,845	77,504,265
32	71,979,075	65,565,453
33	58,430,001	91,231,437
34	88,829,690	61,051,254
35	54,172,051	72,257,374

台湾産糖の増産 (台湾銀行二十年迄)

年次	元記幣	円記幣
28	68,349,907 ^円	79,923,047 ^円
29	6,500,854	21,496,909
30	-	3,571,050
31	39,697,107 ^円	41,432,429
32	37,807,156	741,225,031
33	島内産額 (1931-32) 19,617,596	41,643,546
34	在外産額 (1931-32) 737	10.52

〔一〕 糖 台湾糖業の獎勵

台湾の糖業は早く支那人によりて輸入せしむ。1624年蘭人
 東航に砂糖が本島重要輸出品を占む。大に其支展の
 蔗園増加したり。其輸出は立派に日半(1872)に22
 35萬担に達したり。其成功は後更に獎勵の成果
 産糖額増加したり。後1856年本國南口に新ト糖社
 打狗に於て砂糖輸出に着手し、英商も亦参り。1872年には
 始り産糖(33,600担)をLondonに輸出せしむ。1873年(1872年)は
 1880年までの間に、輸出額百方担に上る。1884年(1883年)は
 我國の領有に依りたる時には年額七八十萬担を輸出せしむ。
 其頃我國の砂糖消費量は355萬担に達し、その八割は
 輸入に依りてしむ(年額=4萬担)。政府は(1884年)砂糖に
 着目たり。在東の蔗は單産種名菜に之。耕作法粗笨に
 在

一甲の收穫 四万斤内外に達す 砂糖製造は原始的糖廠一ヶ所 (品物) 設けられた (旧式日糖製造所) といふに 3 次 況 存 在 以 後、糖 業 の 中 心 と 爲 した。 (明治 29 年) 早くも 甘蔗 吊 籠 の 改良 に 着手 し 布 哇 の ロス ハ ッ ン 7 号 及 以 下 の 種 と 販 賣 せ 港 予 試 験 場 に 試 作 製 造 せ じ け り 明治 33 年 其 種 苗 を 販 付 試 作 せ じ け り。 之 以 降 糖 業 の 基 礎 と 爲 した。

(2) 明治 31 年 2 月 里 玉 糖 業 協 會 長 友 友 の 誘 引 に 降 し 事 業 に 財 界 有 力 者 を 勧 誘 し、(井 上 馨 園 後 援 の 下 に) 三 井 糖 業 の 新 式 製 糖 會 社 設 立 企 画 せ じ け り。 明治 33 年 12 月 資 本 一 万 圓 の 日 糖 製 糖 會 社 設 立 企 画 せ じ け り。 主 任 井 上 馨 園 分 會 長 (七 割、三 割 其 他 株 主 陸 軍 九 十 二 名。 中 官 内 務 株 主 十 名) 社 長 井 上 馨 園 支 店 人 山 本 博 二 郎 と 共 に 實 地 調 査 せ じ け り。 日 南 縣 橋 本 庄 に 地 十 一 二 百 五 十 畝 工 場 を 建 設 し 製 糖 材 料 供 給 地 と して 一 十 甲 の 土 地 を 買 収 せ じ け り。 明治 35 年 一 月 十 五 日 製 糖 業 を 開 始 せ じ け り。 之 以 降 日 糖 製 糖 會 社 の 新 式 分 會 長 工 場 設 立 せ じ け り。 總 務 部 長 資 本 家 的 企 業 だ け だ。

總 務 部 長 明治 33 年 設 立 一 万 二 千 圓、 翌 三 十 四 年 設 立 55,780 圓 の 補 助 金 を 交 付 せ じ け り。 之 以 降 補 助 金 の 供 給 せ じ け り。

(3) 明治 34 年 5 月 日 糖 製 糖 會 社 製 糖 技 術 士 延 任 局 長 に 得 せ じ け り。 同 年 九 月 糖 業 以 降 意 見 書 を 提 出 せ じ け り。 之 以 降 日 糖 製 糖 會 社 の 製 糖 業 の 基 礎 を 確 立 せ じ け り。 日 糖 製 糖 會 社 の 意 見 書 の 要 旨 は 以 下 の 如 し。

先 づ 領 有 以 後 糖 業 衰 退 蔗 園 荒 廢 蔗 農 窮 困 産 額 減 少 せ じ け り 理 由 を 挙 げ ず

- 1. 地方 豪 族 の 帰 清 に 伴 っ て 資 本 の 逃 避、

(株 500P)
明治 36 年 冊 1000P
(原 紙) 11

2. 土匪、兵燹による蔗園荒廢

3. 労働不足 - 土匪討伐による被害、戦時による出稼人の増加 (保甲制等)

4. 軍路の閉塞 (土匪潜伏の防止のため) 蔗作禁止 (道路の工地上等)

5. 運搬の苛重

6. 糖價騰貴に相対し、利益は糖高に盡せしむるに及ばず。一方には生産者は労働昂騰の憂あり。

以上の項目は概して人的現象に基きたるものあり、故に政策上の注意改善を得べし。

次に本島糖業は近年政治土匪の害禍の甚なり哀れむ。車庫市場に於て砂糖税率に圧迫せしむるありしを以て今の時より政府の逐て諸般一面字條の力により甘蔗栽培及び製糖法の改良を計りて共に一面政府の力にて保護政策を取らば砂糖糖に對して得るに足るべく、(彼れ人等と交渉の在外人存と) 此之を成すに得べし。蓋し従来蔗園の又は遠く蔗園に及ばざれば蔗糖進歩の甚ゆるに一歩と輸せし所以に其其に於て蔗糖の甚

糖に劣る所ありしを見る。而して台湾の糖産に過る。理由を自然、経済、及び政策の方面より論じし。

(気象、地形及土性、植物的比較、労力、資本、搾取、燃料、市場、輸出税、政府の補助(1415)、生産費)。

而して本島糖改良の具体的方法として次の諸項を主張せり。

1. 種類改良 (ラハ付、ローズハート)

38 1916
16

2. 培養法の改良 — (集約的、肥料)

3. 灌溉 — (a) 灌溉の機械を改良 (b) 小規模工場の
水利に必要の補給設備 (c) 水利施設の修繕による大
規模灌溉工場の奨励)

4. 既成田園を蔗園に代換せよ — (水利不適合な米田
を蔗園とす)

5. 蔗園に適した土地の野墾を奨励せよ

6. 製造法の改良 — (製糖業の発展) (a) 大工場
は製糖の増産、生産量の増加の外は
設置の必要 (b) 小規模の工場は
必要にしては ~~必要~~ 大規模工場
によるものは地味に依りて距離を異にする
差を以て現在の規模と距離を以て一考を
せよ 糖廠とは糖業理念の共有施設として
糖廠主の利益を調整し得る 耕作者製造者の
利益を一致せしむべし (各)

所 (a) 四座自の小型機械を購入して糖廠に貸付
け又は委託する (改良糖廠)

(b) 大仕掛機械の製糖工場と新設工場
には奨励せよ (野式工場)

(c) 耕作者を勧誘して団体を作り且つ団体の
共有の糖廠を設置せしむ (P. 25-27)

7. 压榨法の改良

以上の方法実行せしむるに十年を期に五倍の増産

(限額を七千万と見る)を得ることは「本法に於ては」
その予算に於てはとせよ。

④ 以外尚執るべき改良案は、^{及第}列挙す。(P.42-4)

- a. 国税
- b. 戻税
- c. 運搬の簡便 — 道路、鉄道、河港。汽船、税関、河川の狭及、振替用紙の
普及、^{の奨励を期す也。}
- d. 販路の拡張
- e. 蔗價の安定
- f. 糖業の振興
- g. 蔗業組合の整備
- h. 出版物の配付
- i. 甘蔗保險の設け
- j. 牛乳の生産
- k. 副産物の奨励 (P.42-4)

融資に「全額持戻」として長期月利に貸付し、
融資銀行或は農工銀行の如き設備を有し、農事組合に
団体の持戻の改良勧誘に利用すべきの案を打合せ、
本邦に於ては糖業の發達には西社が積極的
に當り、補助奨励に努むべきであること(1.44-5)、
並に「実行持戻」として、^{臨時}振替局の官制、実行案の
糖業奨励法案等七附に提出したる也。

耕作 貸付 (台湾銀行二十年史 P. 214-5)
 肥料 貸付 (台湾銀行二十年史 P. 214-5)
 [昭和六年] 全糖の 蔗農への貸付金: 台湾銀行の貸付金

昭和三六	7 億 5 千 円	19 万 円
昭和三七	4 億 4 千 円	14 万 円
昭和三八	6 億 1 千 9 百 円	650 千 円 [中 290 万 円]
昭和三九	7 億 6 千 7 百 円	2080 千 円 [中 1200 万 円]

は内地支店に払い出された借付金
 (内地に払い出された借付金)

台湾銀行二十年史
 対糖関係 P. 226-7, 230.
 対糖関係 P. 281-288

奨励補助の概行

一、 蔗苗
 昭和三五年大目降甘蔗試作場を以て、外國産優良蔗苗を普及し一甲を一万四千本の割合に一般蔗作者に貸付した。
 昭和三七年中不毛に蔗苗育成所を設け苗用甘蔗の作付を促し、之に際し改良種苗を貸付し、且つ一甲を五十月の肥料代を補助し、育成せる蔗苗は本售價格に買上げ之を一般蔗農に交付せり。

二、 肥料

昭和三五年 肥料を 蔗農に 貸付した。
 昭和三七年 肥料を 蔗農に 貸付した。
 昭和三七年 肥料購買は共同購買により 蔗農に 貸付した。一甲を 付四十四元以上の肥料を施すものに 38 円は 二十円の補助金を与へた。昭和三八年には此の補助金は 16 円、三九年には 10 円、昭和四二年には 6 円に減した。

右の意見は採納せられ直に実施し得たことより順次着手するにせし。昭和三五年六月糖業奨励規則^及臨時台湾糖業協友判発布せし。組織的に大規模な奨励政策の實行に入つた。糖業奨励規則による奨励は次の如し。

施行細則

- (a) 一町以上を耕作する(改良種苗を耕作するに改む)
 - (b) 五町以上(五甲以上)の現在を下付又は貸付す(第一條)
 - (c) 十町以上の耕作
 - (d) 為該年度の指定の糖運を為す者なり。
- (a) 甘蔗苗費又は肥料費、(b) 灌溉又は排水費、(c) 製糖機器具費に對し奨励金を下付し又は現金を下付又は貸付す(第一條)
 - 台湾總督の定むる数量の原料を以て砂糖の製造に従事する者には補助金を下付す。(第二條)
- 施行細則 一月(十二月) 一万二千圓以上の原料を消費する糖業協友
 二、 二十四萬圓以上の原料を消費する糖業協友
- 甘蔗耕作の爲に官有地を租借する者には之を賃借に貸付し全部成功の後賃借に其業を撤去するに付す。(第三條)
- 施行細則 一、 貸付面積は原則として 50 町年以内(後に 50 甲以内と改む)なり。
- 甘蔗耕作の爲に灌溉又は排水工事を施行せしむる土地に有地を有する者は賃借に之を其地業者に貸付す。(第四條)

以上の奨励の效果新式製糖工場が漸次起り原料の原料採取を円滑ならしむる爲め、明治三八年六月製糖工場取締規則を發布して原料採取区域の制を定むる。之によりて(一)全部又は一部新式採糖機を應用する製糖工場を設立せしむる者は政府の許可を交へべく(許可制)。 (二) 又は設計変更

原料採取区域の範囲の整理 — 蔗園と製糖場との距離の近きことと原料
 の供給の上 — 原料採取区域を定めることとし、
 (1) 甘蔗は刈取後一定の熟度まで経過すれば糖分が増加する(糖分の増加)
 (2) 甘蔗原料は高価に運搬に不便なり。(運搬費の節減)
 土地利用の効率
 (1) 土地利用法は甘蔗耕作のみにしては、^{蔗園の土地は} 蔗園の土地は
 (2) 区域内に 軽便軌道又は鉄道を布設す(交通上の便宜)
 (3) 蔗園... 甘蔗の需要及供給の決定せしめを以てして
 地方 — 交通網に於て (speculation 少くも)

原料採取区域の整理又は変更を行つた時は原料採取区域を
 限定すべきものとす。原料採取区域の整理又は (a) 原料の
 許可を受けし区域に在る糖廠を設立せしむる。
 (即ち区域内に於ける製糖独占)。 (b) 区域内の甘蔗は政府の
 許可を受けし区域外に搬出し若くは別種以外の製
 造原料に供するを得ず(即ち原料の独占)。 (c) 限定
 区域内の甘蔗は毎年製糖期(五月廿一日附)迄の代償
 を以て其全部を引取らばし。過期又は採收時期を失はざる
 期に於ては知事又は廠長の指定に従ひ賠償の責に任ず
 べし。 (d) ~~甘蔗製糖場は甘蔗の耕作は耕作者の~~
 自由とす。以上要するに製糖場及原料の独占を付し
 たるものなり甘蔗の耕作は~~甘蔗~~を強制したるには
 ならず。此等は Java の強制耕作制よりも自由なり。
 然れども農民が甘蔗耕作せざるを得ざる限り
 [自然上土地利用上。経済上原料耕作を強制] 其の價格は
 製糖会社の独占的に決定し得る事なり。此は~~甘蔗~~甘蔗
 せる。此は^{甘蔗}対抗作物の市價に^{隣接製糖会社の}隣接製糖会社の
 甘蔗買入價格に^{甘蔗買入價格の決定}は~~甘蔗~~甘蔗買入價格の決定~~を~~
 せしむる。甘蔗買入價格の決定は~~甘蔗~~対抗作物の買
 入價格に^{甘蔗}定め得ることを妨げざるべし。要するに
 原料独占は~~甘蔗~~製糖会社の設立後出を容易ならしむる。
 [次^{甘蔗}次^{甘蔗}4年5月工場胎権規則を公布し新式製糖場
 への融資の途を用いる。(昭和12年1月工場胎権法施行)。]

食糧の保護

昭和41年度
 昭和42年度
 昭和43年度
 昭和44年度
 昭和45年度

年度	新式製糖場		改良製糖場	
	箇所	能力 (300ト)	箇所	能力 (ト)
昭和34-35	1	300 (31)	-	-
昭和35-36	1	350 (31)	-	-
昭和43-44	21	17250 (18507)	74	6130
昭和43-44	44	34650 (37361)	13	1180
昭和44-45	44	36,400 (39,842) {24,450ト, 12,050ト}	15	1,360
昭和45-46	46	37,610 (39,434ト)	7	600

(食糧検査概要 p.20-21)

製糖補助機関	工業方面	農業方面	其他 (食糧の回復)
昭和33-37年度	903,082 (ト)	105,950 (ト) (外 57,789,548ト)	-
昭和40-44年度	102,166	6,920,633 (外 188,161,271ト)	4694,181
計	1,005,248		

食糧の保護
 昭和43年
 昭和44年
 昭和45年

年度	旧式製糖場	甘蔗作付面積	甘蔗收穫量	製糖量	一甲当り	歩留
昭和33-37年度	112	895	165,269	683,157,902	50,680,561	41,338
昭和43-44年度	499	89,445	4,426,799,270	450,564,698	52,717	10.20
昭和44-45年度	132	130,372	8,339,832,892	799,233,097	67,805	9.75 (昭和44)
昭和45-46年度	136	123,952	8,610,114,039	833,210,977	67,805	10.43 (昭和45)
昭和46-47年度	115	6,656,721,017	6,852,340,019			

計
 1,009,032
 11,716,980
 12,726,012
 外 245,950,819

明治44年臨時製糖管理局の廃止
 工業方面
 農業方面
 甘蔗收穫量
 製糖量
 一甲当り

糖業振興の三柱 [台湾糖業概要, p.20-21]

(I) 新式工場及改良糖廠建設の奨励

増産 368,561円	←	製糖会社及製糖所補助	昭和41年度限り	454,093円
台湾 25,5502		製糖材料購入補助	" 42 "	551,155
支那 122,512		調整補助	40 "	15,534
その他 64,140				

(18年度, p.199-200)

(II) 改良糖廠設備(新式会社による)の奨励

←	改良糖廠設備補助	昭和41.42.43年度	202,929
	製糖材料補助	" 43.44年度	3,111,934
	製糖材料補助	" 43年度	1,351,983

製糖材料の内地輸入促進

(III) 発展時代

水糖補助	昭和24.26.27.28.29年度	27,335
製糖の発展		

製糖消費補助 --- 消費糖に因り製糖工場使用料に對し
 以下は、3割甘蔗4割トウモロコシの補助を以て、同視増産は44%
 7月迄実行を得ず(工業上の補助は42年度限り)故に44%
 の甘蔗に對しは生産費増上への補助也。

昭和13年度灌溉排水費補助 129,960円 (工費に對し補助率26%)

施行細則 9292甲, 出資者(台湾製糖, 明治, 壟水産)
 (七ヶ所)

また此の飛躍的振興は、これに農業方面の改良に對し

留意せしむるに、(1)品種の改良(風に強き、味實生熟、
 及び台湾産の着成及普及) (2)耕作法の改良
 (施肥、深耕、早植、緑肥栽培) (3)灌溉排水
 の方法により甘蔗収量の増加に努力す。米、甘蔗、
 芋、蕉、薯の如き抗作物の高級の生産(市場化)
 は甘蔗買収技術の改良、一帯甲の収量の増加に
 努力す。努力す。努力す。

早植時期
 昭和5-11月
 土地の肥力
 及び土質
 水灌漑
 甘蔗の栽培

昭和2-3年期より甘蔗農業漸次恢復し昭和5-6年には

甲約六万二千トンの上、而して一方の故に大勢により甘蔗の
 減産に上り世界の砂糖供給不足と糖價昂騰とは
 海外糖産に如影響を及ぼし、昭和6年5月
 製糖能力制限を撤廃した。

製糖(原料)の
 工業性部門の
 発展の促進
 による

昭和30-31年、島内産糖約六千八百万斤、内輸出
 約三千七百八十万斤、内地消費額約(約五倍七千五百万斤)
 の約一割五分に達し、昭和13-14年度の島内産糖約八倍万斤
 の物出賣七倍四千万斤(内地消費額の約六割七分)に達し、
 此の期に對しは砂糖消費一人は内地は13.16より21.25に、
 又台湾は7.37より10.52に達し、

而して昭和33年度より昭和14年度に及ぶ26年間に
 の間に支出したる補助の総額は127,260,122円(外、甘蔗
 生産費に 245,950,819円)。糖業に對する補助及産業の経
 費は大概一千万円に上り、合計一億四千七百七十万円に
 達す。(台湾糖業概要 p.22)。今日尚灌溉の補助は
 灌溉排水工費補助及甘蔗取直、生産費に對し、
 (昭和13年度、十三万)

Napoleon 戦争の打撃 ^{大陸封鎖} 甘蔗糖の排他を決定

Napoleon は砂糖の供給については (1) 東印度甘蔗糖の陸路輸送 - [Egypt 征服!] (2) 甜菜糖の奨励の二策を可成りとせり。

葡萄糖 - フォースト
及パーナチターの研究
により製糖の成功に
導かれ奨励せられた

甜菜糖 Achard の研究発表 1799. 其影響
(1) 普王 Friedrid Wilhelm III の保護奨励 (1801).
(2) フランス [公式] 奨励の本質

Napoleon は 1811年に勅令に於て三万二千ヘクタールの土地に甜菜の耕作を奨励し、製糖法を教授すべしとす。1813年1月1日、東印度の砂糖の輸入一切を禁止す。

1812-13の製糖期には七百万ヘクタールの産糖を足ら

(3) 埃國には大陸封鎖中 甜菜栽培起りたり。

1814 Napoleon 退位。大陸封鎖廃止。甘蔗糖輸入復旧により甜菜糖は打撃を受け工場が九割りは閉鎖せられた。産量減じたため甘蔗糖に對して得べき見當りつた。

(1) 公國の甜菜糖奨励

1815年に 保存工場 100.

輸入糖には輸入税を課す (1821年 輸入税は 10% 外に 12.5%

精糖糖は輸出に際し 120%の戻税を享受し、之に對し内地産糖は 120%の戻税を享受せしむる。1836年の輸出税は 120%の戻税を享受し、1843年には 120%の戻税を享受せしむる。1843年には 120%の戻税を享受せしむる。

(2) ドイツに於ける發達 1836年の頃の 歩留向上に成功したの成果 (従来 三分位以下)

年次	工場数	生産額 (噸)	歩留 %
1836-7	122	1,383	5.51
1837-8	156	7,540	5.51
1840-41	145	13,951	5.88
1841-42	135	15,459	6.13
1844-5	98	12,736	6.67
1846-7	107	19,881	7.14
1848-9	145	35,217	7.27
1850-51	184	52,396	7.25

(3) 埃國

1831年に再興。1844年には国内製糖業は輸入税と匹敵する。甜菜糖の産量に有利なものは 7%の甘蔗糖植民地に於ける 奨励ありき (1825-1850年に実施)。

(4) 奴隷制の撤廃 [糖の植民地 1,400以下]

- 1776年 北米の 奴隷制を 英國に 輸出
- 1787年 奴隷制の Abolition の 協会の 創立 (英國) Wilberforce
- 1807年 奴隷貿易 禁止法 通過 (英)
- 1834年 奴隷制 禁止法 通過 (英)

此の結果 英領西印度の産糖量は減少し 輸出入は 1774 年には 14,000 噸に 減少。然るに 奴隷制の 撤廃は 他國に於ける 産糖増加の 政策 立案の 奨励 には 18% の 輸入税を 課す。 (1831年 糖價 他國に 減少の 故 1848. 20% の 輸入税を 課す)

但糖料は10倍増え、加工糖の生産量は増加した。

1929-30 8 R 52-58 莫印印交の増減

年次	甘藷根	甘藷糖	合計	甘藷糖歩
1852-53	202,810	1,260,404	1,463,214	86.0
1859-60	451,584	1,340,980	1,792,564	74.3
1864-65	527,793	1,446,734	1,974,527	73.5
1869-70	846,422	1,740,793	2,587,215	67.3
1874-75	1,302,999	1,903,222	3,206,221	59.4
1880-81	1,820,734	2,027,052	3,847,786	52.7
1885-86	2,172,200	2,307,000	4,479,200	51.4
1890-91	3,679,800	2,597,000	6,276,800	41.2
1895-1896	4,220,500	2,839,500	7,060,000	39.6
1897-1900	5,410,900	2,880,900	8,291,800	34.7
1900-01	5,942,700	3,646,000	9,588,700	38.0
1901-02	6,800,500	4,079,000	10,879,500	37.5
1902-03	5,208,700	4,163,900	9,372,600	44.4
1903-04	5,746,000	4,239,000	10,085,000	42.0
1911-12	6,801,000	6,548,000	13,349,000	49.0
莫印印交の増減				
1904-05	4,787,000	7,144,000	11,931,000	59.4
1905-06	7,173,000	6,839,000	14,012,000	48.8
1906-07	7,108,000	7,691,000	14,799,000	52.0
1911-12	6,801,000	8,648,000	15,449,000	56.0

甘藷根
莫印印交の増減
1904-05
1905-06
1906-07
1911-12

甘藷糖の増減の程度

1) 特色 2) 増産

輸入税... 国内産糖の増加に伴い減収
製造税... 原料(甘藷)の量と精製糖歩留りに対して課税
実際の生産歩留は之より上なりにより、製品の増産は
軽減税の増徴に對しては、市價を維持して後、
実収... 輸出税に對しては、5%に上り、増徴の増徴に
對しては、5%に上り、増徴の増徴に對しては、
4%の輸出増徴

年次	輸出税 (件数)	増徴に對する割合
1870-71	49,041	19%
1875-76	56,121	
1876-77	60,354	21.75
1877-78	96,778	25.60
1878-79	138,077	32.40
1879-80	134,486	32.85
1880-81	283,904	52.54
1881-82	314,410	52.43
1882-83	472,111	56.58
1883-84	575,814	63.38
1884-85	623,727	59.99

輸出税下は、国内産糖の増加に伴い、増徴の増徴に對しては、
1881-82年... 58,456,658 20%
1887-88年... 14,679,000 20% 減収

輸出奨励金

1891年の徴収は、
 政府は財政上の収入を確保するために、従来の奨励金を廃止し、
 1891年直接奨励金を交付打止し、1895以降の
 左減に依拠し 1897年全廃の決定計画を立案。
 更に半同額を輸入増進の奨励に振り、
 必要に依りては左減額増加し、従って輸出奨励金を増
 加せしめたり。

1891年 塊肉の増進に依りて
 従来従事、8割増し、補助税の賦課新案

ドイツの糖輸入 (P.117)			ドイツ 1903年 輸出奨励金 (P.121)		
年	輸入	輸出	年	度出の増進、新案の減進	子肉の増進の増進
1856-65	369.44	119.875	1900-01	222.968	1.144.250
1866-75	388.877	530.273	1901-02	743.520	1.216.486
1876-85	144.668	6,072.946	1902-03	809.812	1.179.079
1886-95	103.950	13,952.438	1903-04	1,130.326	873.623
1896-1900	261.768	20,895.653	1904-05	959.607	766.520

1903年 Brussels 協定と共に Kartell + 廃止せしむ

2. 塊肉

輸出奨励金

1875-76年。内地報復以上の左減と左減とに交付せしむ

1890年にカルテル成立後、精糖業者は左減額を削減せしめ、
 左減下し、競争奨励金の賦課 1894年に解除せしむ

1898年に粗糖業者と精糖業者の両方ともカルテル成立。両者は
 粗糖業者は精糖業者以外に左減を賦課せしむ。精糖業者は
 海外に輸出せしむ自由にして粗糖業者は自由にして、精糖業者
 は精糖世に依りて左減を賦課。粗糖の左減は百パーセント
 (粗糖の左減は又加一パーセントの場合)と定む。精糖の左減はカル
 テルの決定に依りて Extraprofitは精糖業者の収入に依りて
 精糖業者の収入に依りて、他は下し、粗糖業者の収入に依りて

*粗糖業者の内地報復左減を
 定む(主として報復上の左減)
 *粗糖業者の輸出に
 依りて左減を賦課

土産の利益 (1ルビ)	国内消費の左減 百パーセント	90-100 (Kartellpreis)
Kart	粗糖左減 (2200-2700)	24.2 (粗糖の左減)
	精糖業者の左減 (通常)	9.56
	粗糖	3800
		62.76
		13.24

①粗糖の左減は
 3000-2700
 粗糖業者の左減 (Extra)
 1524-88 = 6.44

3. 俾国

1880年代 俾国 Kartell 成立
 俾国は輸入報復増進に依りて左減を賦課せしむ
 と共に、新案の貿易左減を、俾国は輸出奨励金を上りせしむ

国内市場は輸入税
 に依りて左減を
 新案は Dumping
 の左減を賦課

(3) 生産地へ輸出の砂糖は補助金と交付金の協定で輸入
せよ、一切の砂糖には其補助金額以下5分の増徴が附加税
と得られ、又此の輸入を禁止する権利を保留す。

(4) 補助金の交付と受け取る地産地産の砂糖は其の
原産地へ輸入を許すべし。

(5) 常設委員を任命し締結列国中補助金を与ふる国を
代表し監視し、締結列国外の列国中にも之を与ふる国を其
率の約を審査し、締結列国の^{24%}輸入に課すべし
輸入税の額を決定する資料に供すべし。

(6) 1903年9月1日の施行期、有効期間は25年
と定められ、1912年12月1日に1918年迄の期間に
延長せられた。

英國の消費品には Jam, 砂糖, Chocolate, 食品等が此の協定と
一致し、その結果 1906年の協定には保案は税として自由貿易
とあり、1907年
英は此の協定に反対し、他締結国に在る協定に
英は此の協定に反対し、他締結国に在る協定に
英は此の協定に反対し、他締結国に在る協定に

協定は Bern, Switzerland, Luxemburg 等から、1908年11月

Russia 等が加入した。

Russia 協定

- (1) 内地消費税の数量を制限し糖業者に課す。
- (2) 補助金と砂糖の数量を定め、市價上昇に政府の税金を
徴せしむる時は之を市場に売出せしむ
- (3) 内地消費税と補助金を超過する場合は、協定に
違反する権利は次列の如きと認め
- (4) 内地消費税は二倍の税率を課す
- (5) 輸出税を課す
- (6) 輸出税を課す

(4) 規定市價は比較的高價より損失を被り

輸出に支障を及ぼす。輸入税は高率課税す。
故に此の利益は内地産地の唯一砂糖の自給を目的とし
ての政策に非ず、協定を破れしむ。

(2) 政府は干渉し、協定は協定中のみにて
目的を達したるなり。

Russia は 1908年に締結協定に加入するに際し、

(1) 内地消費税一定の割合に砂糖の消費税を課せしむる代りに
現行の財政制度及收穫
法を變更せしむる権利を保留す。

(2) 自国と Finland, Persia, 陸路に接する

Asia 諸邦以外の列国への砂糖輸出税は年額百萬元

を超過するにせざる事 (1912年、165万に増加し)

Brussel 協定の影響

- (1) 従来輸出奨励金、消費税、砂糖 (糖、糖、糖)
砂糖消費は増加、消費税額は増加
- (2) 甘蔗、糖業の発展。甘蔗は糖業の原料に
投資増加
従来消費税の減少、甘蔗改良と製糖改良に
力を注ぐ (Java は 1884年以後大増産
税は 研究の促進と政府の援助に依り)

Brussel 協定の
Kampf des Zuckerimperialismus といはれる英國の防衛戦。
英國は自国産地を防衛す。

地及地産
P. 526-7

大正7年までの工場脱税定金は九会社、金額17,824,500円。

糖税徴収税の増減

大正7年4月以降 島内内地を除く外 内地に工場税徴収水一般に納入し
輸入税の二に在り、或は補助税に工場税徴収水と別税
を有す。従って島内に別税の徴収が少く在り。

輸出品の増加

明治43年 税関に輸出品税廃止。

" 年 糖業聯合会の裏切輸出品税

" 年 高級会並に補助税に二種あり、青森、大連、七五、天津、北支那航路に

44年4月 台湾銀行上海支店開設に際し

輸出品に計り、金利率四半五厘、同年八月更に四厘に引下
る所の内地輸出品に計り、金利率六厘に引下る所、但し
付率に糖業聯合会、概算あり。(其後内地の方、金利率
七厘に引下る所) — 外支銀行の競争

砂糖税徴収の増加

砂糖の税関課税は40年頃迄は一但徴収せられたるに、内地の砂糖
業に及ぼり、砂糖税の増徴と共に、一時内地産品の輸入増進
を以て内地の砂糖の平衡を傷つたに、内地の砂糖の運出税減額
大に資金の不足を困窮させた、(はるがら運出の外、運出税は
島内銀行の運出に在りしに在り)

砂糖税徴収の増減 (単位)

明治36年 2,660,000円

42年 2,770,000円

大正7年 126,579,000円

砂糖分産税とJava糖の課税と通関

(1) 産量、不正確なり。(出度不正確なり)

(2) 産税量、少くあり (Java糖の課税 96) (0.1%の増徴に在り、
砂糖分産税 91-92) 徴収あり。

(3) 砂糖分産税の課税に在り、 — 製法技術の改良に在り

大正15年12月

2年凡

凡凡

新式製糖会社	260,010,000	164,145,770
改良糖廠	8,666,200	4,266,200
計	268,676,200	168,412,190

(三) 糖業資本主義

~~糖業~~ 糖業は台湾随一の産業たるに於て(右記詳示) 糖業は在りての
 内國産業界に於ては電氣紡績に次ぐ大企業なり。前項所述の
 爲に政府の奨励補助と産家の努力の結果 糖業資本主義は台湾に於て
 又台湾に於て
 進歩を以たり。

[I] 新式工場

台湾在来の糖業は粗糖を産出する農耕と原始的な人力若くは畜力による製糖
 技術による在来糖廠が散在して製糖を製造し、又同じく粗糖を
 幼糖を産出する技術による糖間に再製糖(白糖)を製造したり。これ
 等技術的改良の必要大なりとある可。政府及び士族の糖業改良
 意見には製糖業の企業形態としては大資本による新式機械的
 施設を必要とすと共に台湾各地の地方的状況に依りて小
 型機械を設備する工場を奨励すべく、且つ耕作者をして
 糖業現況を認識せしめ、機械的設備を普及せしめ製造せしめ
 (共同)經營せしむべしとの主張あり。新式の企業形態は
 台湾製糖株式會社を嚆矢とする資本家的大企業なり。第一
 期は所謂改良糖廠(粗糖)の製造と第一期と第二期中資本家的
 企業なり。而して第一期の完全の企業は1912年に起りたり。

(明治30年代の
 40年代にはその
 新式工場は
 大企業なり)

而して改良糖廠は明治34-44年期迄は發達増加の傾向あり
 之れは新式工場の進展に依りて減少し、在来糖廠は
 之れ在来糖廠時代より新式工場時代に至る過渡期的企業
 形態の代表として現れに表はせり。在来糖廠は糖業黎明
 の初期より漸減し殊に平野糖廠区域判定後は区域内に於て

(24)
 糖業は農業的部門と工業的部門の結合を要する
 農業的部門は社会的に両部門の生産の均衡を保つ
 必要あり(即ち農業の改良—甘蔗作付面積の増大と工業的
 改良—工場能力の増大)製造者間の両者の均衡が重要
 甘蔗供給及消費の増大は不足を招くことはなく行はるべきことと見做さ
 るべきである。各社の企業はついでに生産は同時に二企業あ
 る、~~利潤の増加~~、技術進歩、過程による生産費の低下、
 甘蔗收穫量増進の工場、^{生産}利潤の増大、利潤率の上昇
 など、各製糖会社の単独企業より混合企業に於ける
 此は必然的、
 故に資本の

④ 既述の如く出資者
 への大株主報酬の増大
 合併—尤もは南島
 製糖(阿波下、本島人
 等)買収の目的に達し
 たる出資者の利益也
 —を皮切りに
 以後

Ⅲ 企業集中は在糖廠及榨問の没落。新式工場による改良糖廠の
 合併(改良糖廠取替補助 昭和41.42.43三年度 202,929円...
 新式工場の発達に伴い、中向の企業引越(改良糖廠)の没落、clearance
 を政府の援助を要する也)。また本島新式工場の有力会社
 集中により行はれ、⁺大資本の独占を一次に形成せしめ、
 本島人企業、没落を要するに比し、遠征の強固たるに違ふ。⑤ 両島の合併
 企業集中は次の三つの必要に於て行はれり。

- (a). 原料獲得の必要に隣接の原料採取区域を合併する目的
- (b). 市場に於ける独占的地位達成の必要に他工場合併、目的
- (c). 粗糖業と精糖業と兼営の目的。(粗糖業は、⁺市場
場の獲得、精糖業は、⁺原料の独占の獲得、両者在後
た之を兼営する企業、競争力を増大す)。之には台湾の粗糖
^(a)は台湾に於て内地に於て精糖工場を建設し若くは合併、
 せしめ、内地の精糖会社を台湾に於て粗糖工場を建設し若くは
 合併せしめたり。大味製糖の合併の例也。

Gemischte
 Werke

(a) 原料供給
 ④ 大規模の新式工場経営のためには原料供給を確保せざる
 べからず、原料採取区域の別は必ず甘蔗作付の自給は農
 民の自由なるが故に原料供給上可金の量は会社自給工場を所有す
 るに依り、台湾製糖は創設当初より此の策を取り、昭和42年度より
 糖業の中部北回地に進出、⁽¹⁾甘蔗作の競争を受けること大なるに依り、
 昭和44年及45年度の大量風雨による甘蔗被害甚しく、農民甘蔗作を
 廢せしむる風ありと、又糖地代、昂騰による甘蔗の自給の不足

(i) 冰糖製造。大正6年塩水港は高崎市に一ヶ所六十坪の工場を建設し、大正15年製糖116,900斤。

(j) 油運。砂糖採取運賃は糖業協会の船会社と毎月協定する如く、大正6年製糖116,900斤の運賃を協定せしめし、大正6年帝國、塩水港、及台湾は土資又は社債により汽船を輸入し、自家用又は一般油運業と兼営するにせり。大正12年帝國製糖は製糖のための海運業を廃止し、

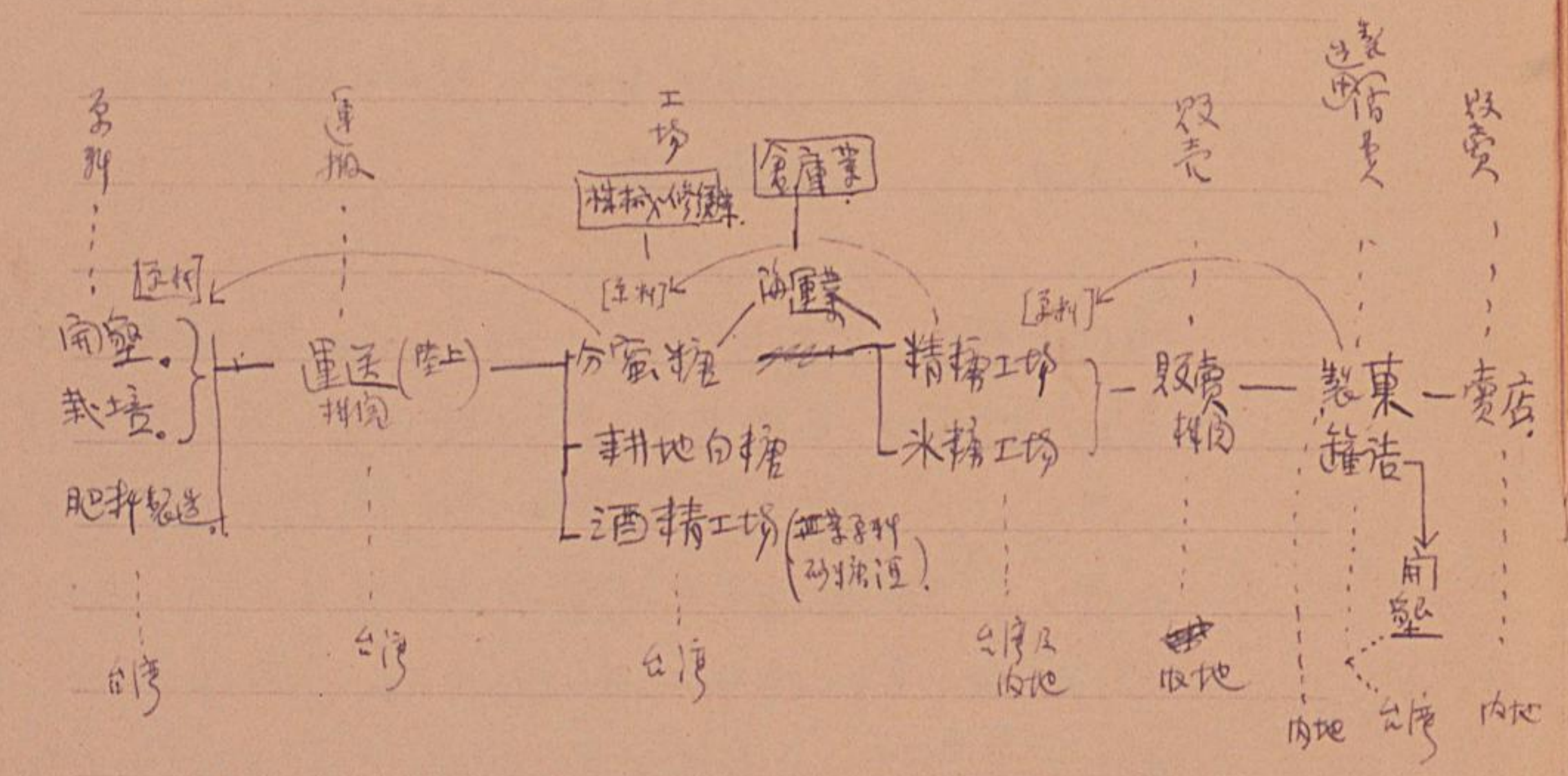
(k) 販賣。日本内外販賣は各社特約の店にあり、如くは同一資本系及び同一商標の手に属する如く、大正の如きは之を自営し、又明治製糖はその直轄に栃木、石川、北陸高尾を起し、用飯販賣を取扱ひ、

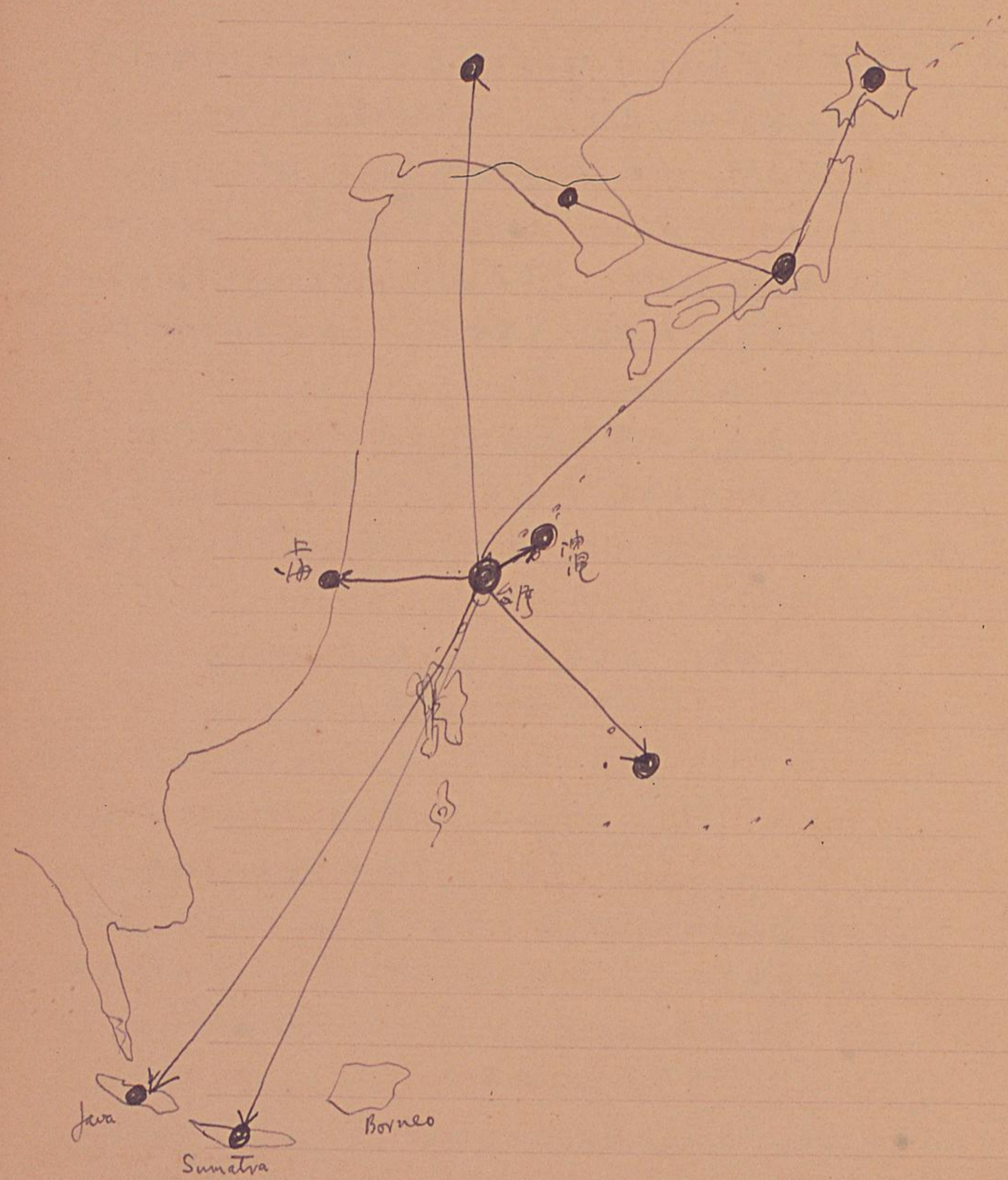
(l) 製糖。台湾製糖は森永製糖の大社にあり、明治製糖は明治製糖の既成にあり、台湾の如きは三菱の鳳梨栽培事業一統にあり、鳳梨栽培工場の受託にあり、(砂糖消費量の) 高増、基地開拓計画(鳳梨栽培)。

以上を要するに台湾製糖は平抑率甘蔗栽培地の用望、栽培地の所有経営の製造工程の各段階の連絡、副産物の利用、運送販賣消費に至る迄一線の技術的統一的連絡の下に、~~現在在業工場~~ 発展せしめし、~~不足を~~ 是れ糖業協会の地位に於て生産費軽減、~~利園増大~~ 生産費の目的と相違する地位とを対峙に外ならず、~~単純企業~~ Reine Werkeに於ける市場競争力の強大なるは此に在り。

(註) 此の如く、
 創設は此迄所有の如く、
 既成海運、運賃の
 海運業、不買取の如く、
 既成を去り、

糖業資本の組合事業の概略





IV 台湾を中心として糖産業の外部的發展。糖業は
 台湾に位置せしむる勢力を以て外部に伸張し、独自の支配
 的基地の獲得に努むる。其の地を拡大せり。

(a) 内地糖業と台湾糖業の合一。

(i) 内地側より... 大日本製糖の前身は 昭和28年十二月 資本30万円
 とし、設立せしむる日本糖業株式会社に、秋田、長古、岩手、秋田、
 20名が設立し、台湾に資本を投入せり。昭和39年日露
 露後、各島々時代に、日本糖業株式会社に合併し、商号を
 大日本製糖と改め、台湾に工場を建設し、40年には 資本1000万
 圓に増資し、大黒製糖も買収し、即ち内地に於ける糖業株式
 会社の合併とす。共に台湾に製糖工場を有せり。

(ii) 台湾側より... 既に述べし通り、昭和45年以來内地に於ける
 製糖工場を買収、又は別設工場を行へり。

(b) 沖縄の征服。

昭和45年 沖縄に於ける玉置島の製糖業を大日本製糖株式
 会社に買収し、(500万圓工場建設)
 " 46年、同島 八重山に於ける 八重山製糖株式会社に合併す。
 台湾は 46年 沖縄製糖株式会社に合併す。 } 合計7工場、能力1,750トン
 " 48年 沖台製糖株式会社に合併す。 }

(c) 北海道の征服。

昭和42年 日本糖業株式会社に買収。十勝南産株式会社に、
 十勝西産株式会社に合併す。
 昭和48年 北海道製糖株式会社に設立す。(資本1000万圓、400トン工場)

(d) 朝鮮の征服。

昭和46年 朝鮮製糖株式会社に設立す。
 昭和48年 合併す。工場能力600トン

海外製糖業

会社名	所在地	資本(百万)	設立年	精糖(百万)	大糖(百万)
大日本製糖	Java	446	1906	5. (中糖2.4)	台湾製糖
明治	上海	—	—	—	—
南興製糖	Java	446	1906	5. (中糖2.4)	台湾製糖
南洋興業	上海	840	1908	3 (中糖2)	上海製糖
南滿洲製糖	上海	1000	1905	10. (中糖5.5)	上海製糖
南洋製糖	Java	386	1906	1.25 (中糖0.7)	台湾製糖
日佛製糖	上海	—	—	—	—

南洋製糖 上海

昭和6年 西村製糖株式會社 設立
南洋興業株式會社 設立
— 設立
— 設立

昭和6年 西村製糖株式會社 設立

製糖株式會社

粗糖 精糖 雜糖

粗糖 精糖 雜糖

精糖 雜糖

会社名	設立年	資本(百万)	精糖(百万)	大糖(百万)	内未製糖(百万)
南滿洲製糖株式會社	1905	440	337.156	4,400,000	600,000

大糖主	安田銀行	112,464
三井物産	52,142	
早川銀行	22,862	
安田製糖銀行	17,000	
七十四銀行	15,364	

南洋製糖株式會社 設立 1906.7.10. 30. 15. 大糖主 朝野高堂銀行, 安内省, 真田製糖株式會社, 藤田組, 藤野製糖, 李木西學

海外興業 設立 1906.12. 5. (3.1) 大糖主 朝野高堂銀行, 安内省, 真田製糖株式會社, 藤田組, 藤野製糖, 李木西學

(4) 満洲

上海 明治 大正 13 年 10 月 南洋興業株式會社 設立

(5) 上海

明治 大正 13 年 10 月 南洋興業株式會社 設立

(6) 南洋

大正 13 年 10 月 南洋興業株式會社 設立

明治 大正 13 年 10 月 南洋興業株式會社 設立

明治 大正 13 年 10 月 南洋興業株式會社 設立

糖業聯合會 (カルテル)

糖業聯合會は株式会社で組織され、昭和44年期の生産制限、廈門に於ける同業各間の競争激化及び内地精糖増産の制肘に対抗する為、43年10月台湾糖業聯合會と提携し生産制限、優待協定、販売市場及販売条件の協定を以てした。其後内地精糖増産と精糖増産の混合企業発達に伴い、全般的に糖業聯合會と提携し生産制限の制限及割当、精糖増産の割当、販売市場の制限、義務的輸出等の協定により市場を独占し利益を維持するに努む。

昭和44年(昭和三年)期台湾製糖 1832万担に達する。其の内の生産制限は生産5分の1、製糖の増上14.2%、販売市場の逆輸入の禁止等による價格の上昇を以てし、且つ又百斤当り 25日以下には賣りに出さざるべしと協定あり。糖業聯合會の Kartell price を維持せしめ以てあり。 [昭和15年4月に於ける精糖増産協定の改正 百斤22.15% 昭和 24年5.60% 以上]

